

6. UPZ内における対応

<対応のポイント>

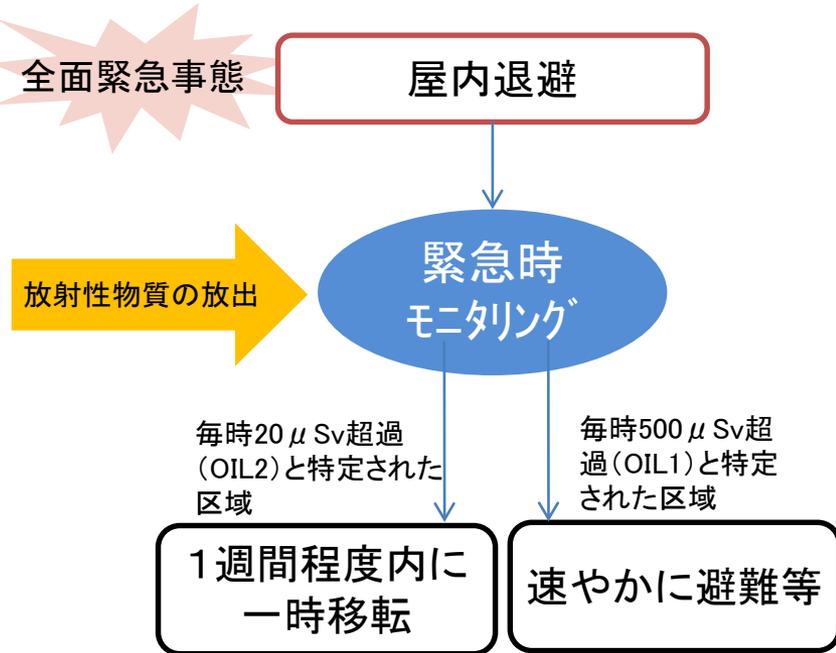
1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む。）は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象区域以外は、国の原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、予防的防護措置として、PAZ内住民の即時避難開始とともに、UPZ内住民は屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果により、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。毎時 $500 \mu\text{Sv}$ 超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う(OIL1)。また、毎時 $20 \mu\text{Sv}$ 超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20 \mu\text{Sv}$ 超過している区域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う(OIL2)。
- これらの防護措置(一時移転等)を的確に実施する。



UPZ内の防護措置の基本的な流れ



一時移転等に備えた関係者の対応

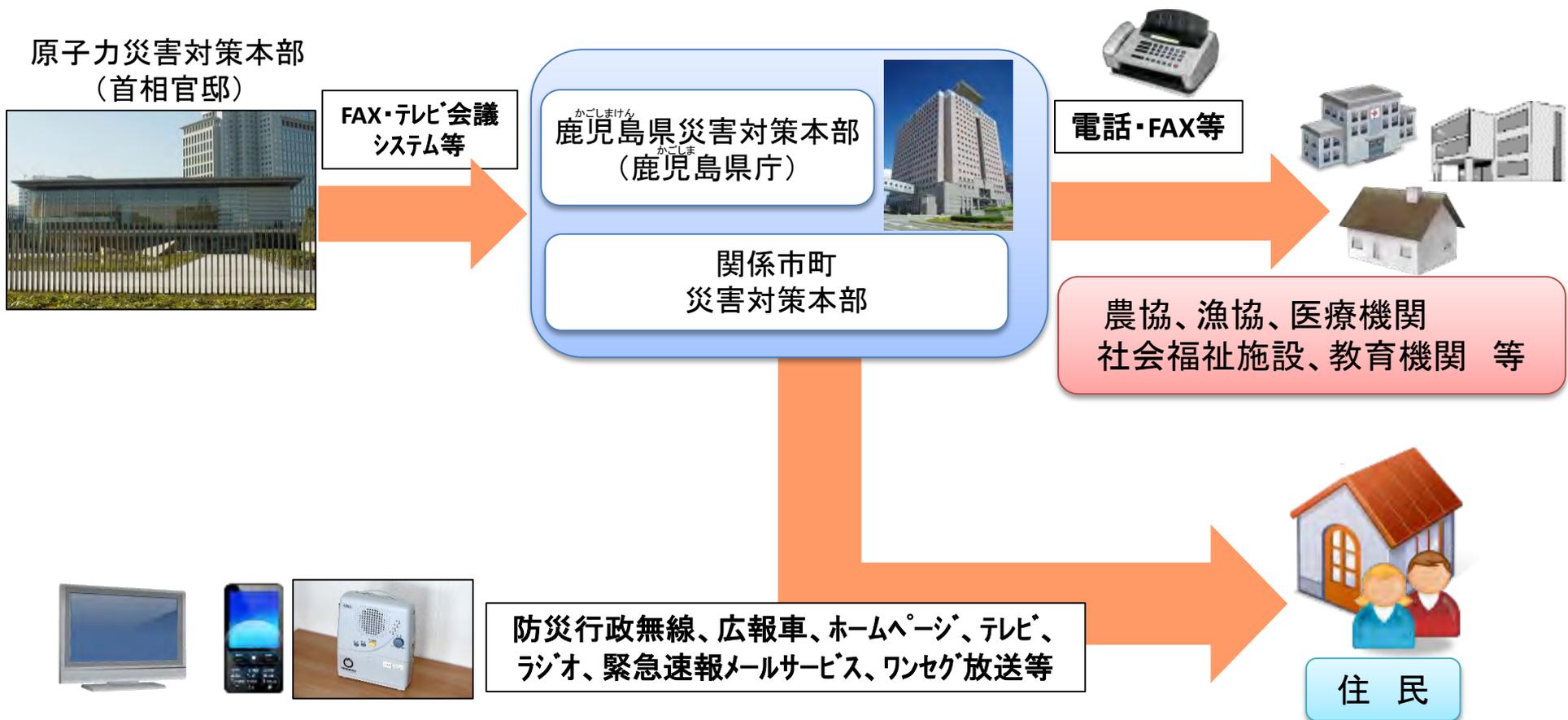
- ▶ 鹿児島県及び関係市町は、警戒事態で災害対策本部を設置。
- ▶ 鹿児島県は、全面緊急事態になった時点で、住民の一時移転等に備え、鹿児島県内のバス会社に「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」※に基づき、バスの派遣準備を要請。
- ▶ 関係市町は、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



※ 鹿児島県と公益社団法人鹿児島県バス協会(協力事業者33社)が、平成27年6月26日に締結

一時移転等を行う際の情報伝達

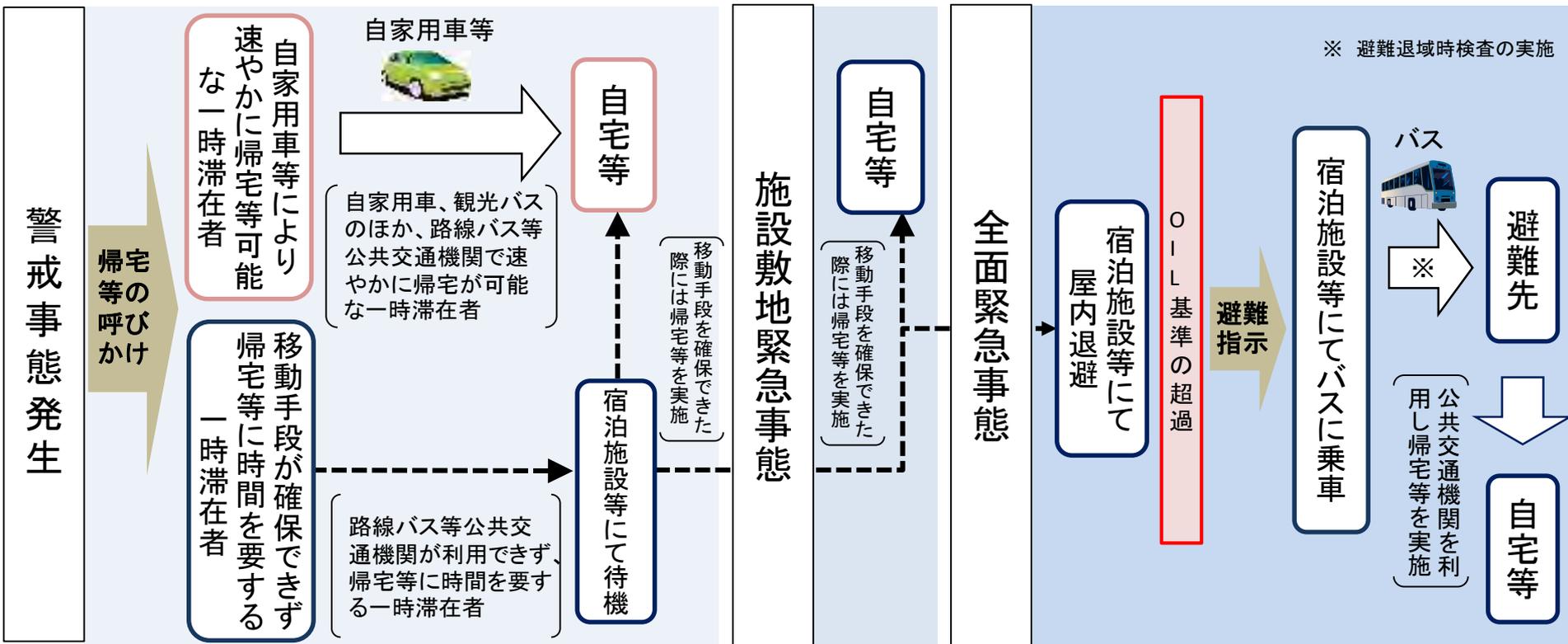
- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、鹿児島県及び関係市町に対し、テレビ会議システム等を用いて伝達。
- 鹿児島県及び関係市町から、住民、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 鹿児島県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設や公共施設等にて待機。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設や公共施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、宿泊施設や公共施設等にて鹿児島県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>

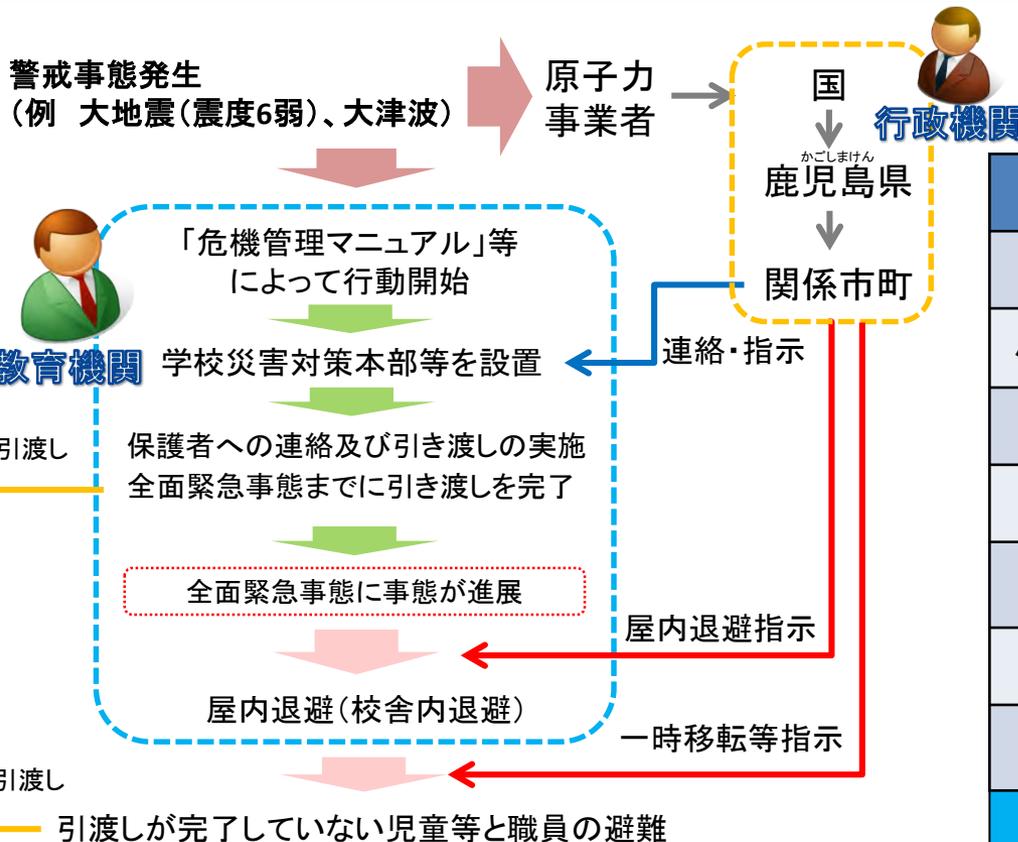


- UPZ内関係市町が作成した避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用出来ない場合には、鹿児島県は関係市町と調整して、他の避難先の調整を行う。
- UPZ内において、道路等が通行不能な場合の復旧等の対応は「4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応」のとおり。

避難元市町名	避難先市町名
さつませんだいし 薩摩川内市	かごしまし きりしまし あいらし ゆうすいちよう たるみずし そおし さつませんだいし 鹿児島市、霧島市、始良市、湧水町、垂水市、曾於市、南さつま市、薩摩川内市内
くしきのし いちき串木野市	かごしまし まくらざきし いぶすきし みなみきゆうしゅうし 鹿児島市、枕崎市、指宿市、南九州市
あくねし 阿久根市	ながしまちよう あいらし いさし ゆうすいちよう あしきたまち くもとけん つなぎまち くもとけん 長島町、始良市、伊佐市、湧水町、芦北町(熊本県)、津奈木町(熊本県)
かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市内
いずみし 出水市	いさし きりしまし みなまたし くもとけん いずみし 伊佐市、霧島市、水俣市(熊本県)、出水市内
ひおきし 日置市	ひおきし 南さつま市、日置市内
あいらし 始良市	あいらし 始良市内
ちよう さつま町	かごしまし きりしまし ちよう 鹿児島市、霧島市、さつま町内
ながしまちよう 長島町	ながしまちよう 長島町内

UPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 鹿児島県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校原子力災害対策本部等を設置する。
- 学校原子力災害対策本部等は関係市町災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示により、警戒事態において学校の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、全面緊急事態までに児童等の保護者への引渡し又は生徒等の帰宅を実施。
- 引渡しが完了していない児童等は、全面緊急事態になった時点で屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者へ引き渡す。



UPZ 内の教育機関数

	教育機関数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	102	6,743
小学校等	56	11,235
中学校	25	5,253
高等学校	13	5,849
特別支援学校	1	209
専修学校	2	461
職業能力開発校	2	95
合計	201	29,845

※児童・生徒数は基本的に令和2年5月1日現在(認定こども園及び保育所は施設によって時点が異なり、令和2年4月1日以降の数値、認可外保育施設は平成31年3月31日現在、特別支援学校は令和2年9月30日現在)

UPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先（5～10km）

- 鹿児島県では、川内原発から半径5～10km圏にある全ての医療機関、社会福祉施設（13施設526人）について、PAZ内と同様、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、鹿児島県が受入先を調整。

5～10km圏内施設と避難先

避難元施設			避難先施設		
番号	施設種別	病床数・入所定員	施設種別	所在地(施設数)	受入可能人数(人)
1	有床診療所	19	病院	伊佐市(1)	19
2	特別養護老人ホーム	75	特別養護老人ホーム	鹿児島市(1) 始良市(1)	121
3	特別養護老人ホーム	70	特別養護老人ホーム	さつま町(1) 伊佐市(1)	108
4	介護老人保健施設	70	介護老人保健施設	鹿児島市(2)	147
5	介護老人保健施設	70	介護老人保健施設	鹿児島市(2)	94
6	有料老人ホーム	30	特別養護老人ホーム	湧水町(1) 始良市(1)	58
7	有料老人ホーム	40	特別養護老人ホーム	始良市(2)	75
8	有料老人ホーム	11	特別養護老人ホーム	日置市(2)	35
9	有料老人ホーム	12			
10	障害者入所施設	46	障害者入所施設	南さつま市(1) 南九州市(1)	99
11	障害者グループホーム	5			
12	障害者入所施設	54	障害者入所施設	鹿児島市(2) 始良市(1)	106
13	住宅型有料老人ホーム	24	特別養護老人ホーム	出水市(2)	80
合計		526	合計	22施設	942

UPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先（10～30km）

- 国の原子力災害対策本部から、一時移転等の指示が出た地域で10～30km圏にある医療機関、社会福祉施設（232施設9,847人）については、鹿児島県の調整により、避難先を確保。
かごしまけん
- 鹿児島県は、一時移転等の指示が出た場合には、あらかじめ用意した避難先候補施設が登録された「原子力防災・避難施設等調整システム」により、避難先を選定。

避難元施設（10～30km圏内）

施設区分		施設数 (施設)	入所定員 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		71	4,070
社会福祉施設	介護保険施設等	122	4,566
	障害福祉サービス事業所等	34	991
	児童養護施設等	5	220
	小計	161	5,777
合計		232	9,847



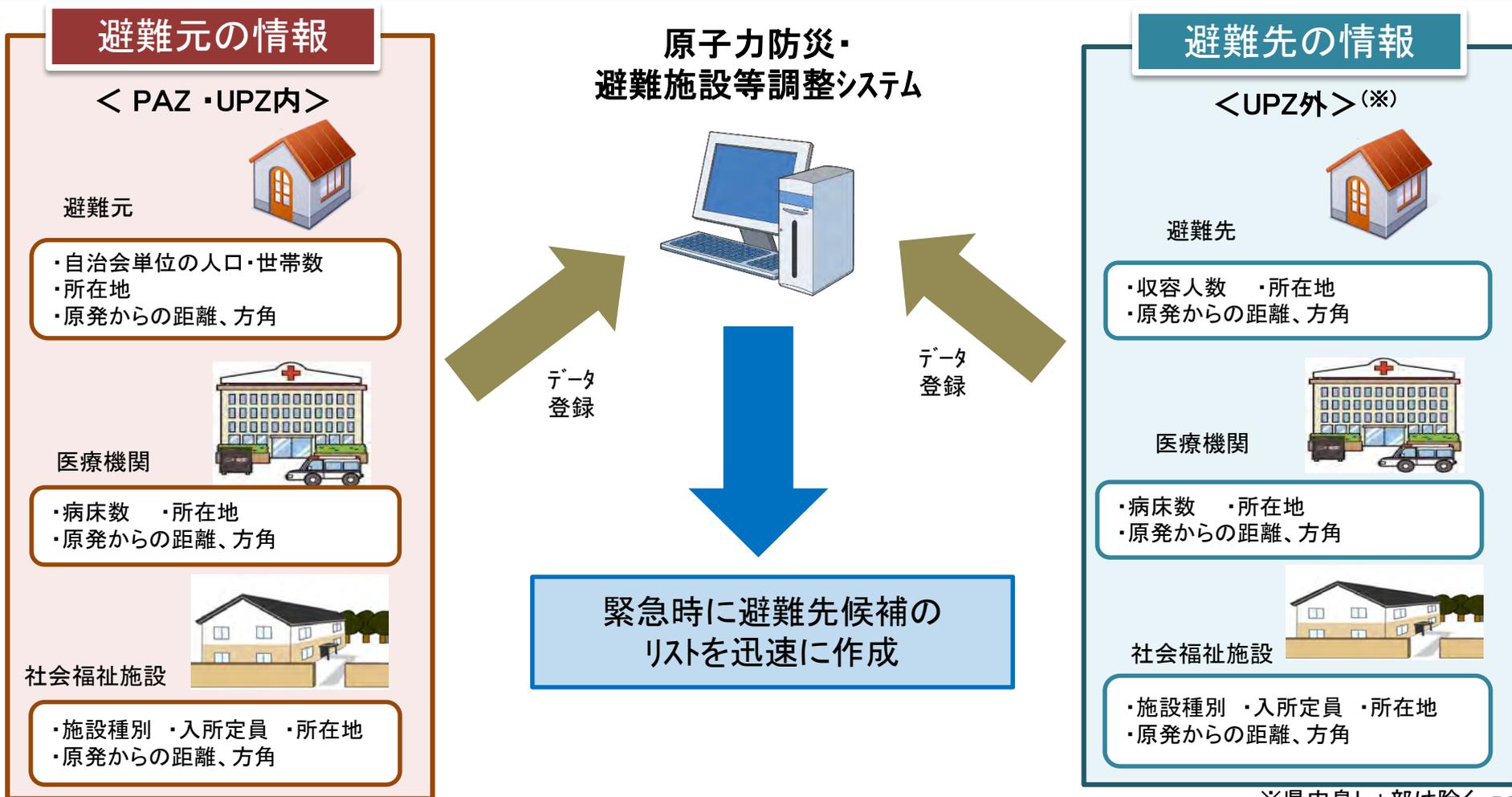
避難先候補施設（30km圏外）

施設数 (施設)	入所定員 (人)
173	24,262
251	14,179
54	2,624
10	575
315	17,378
488	41,640

※ 令和2年4月1日現在の概数

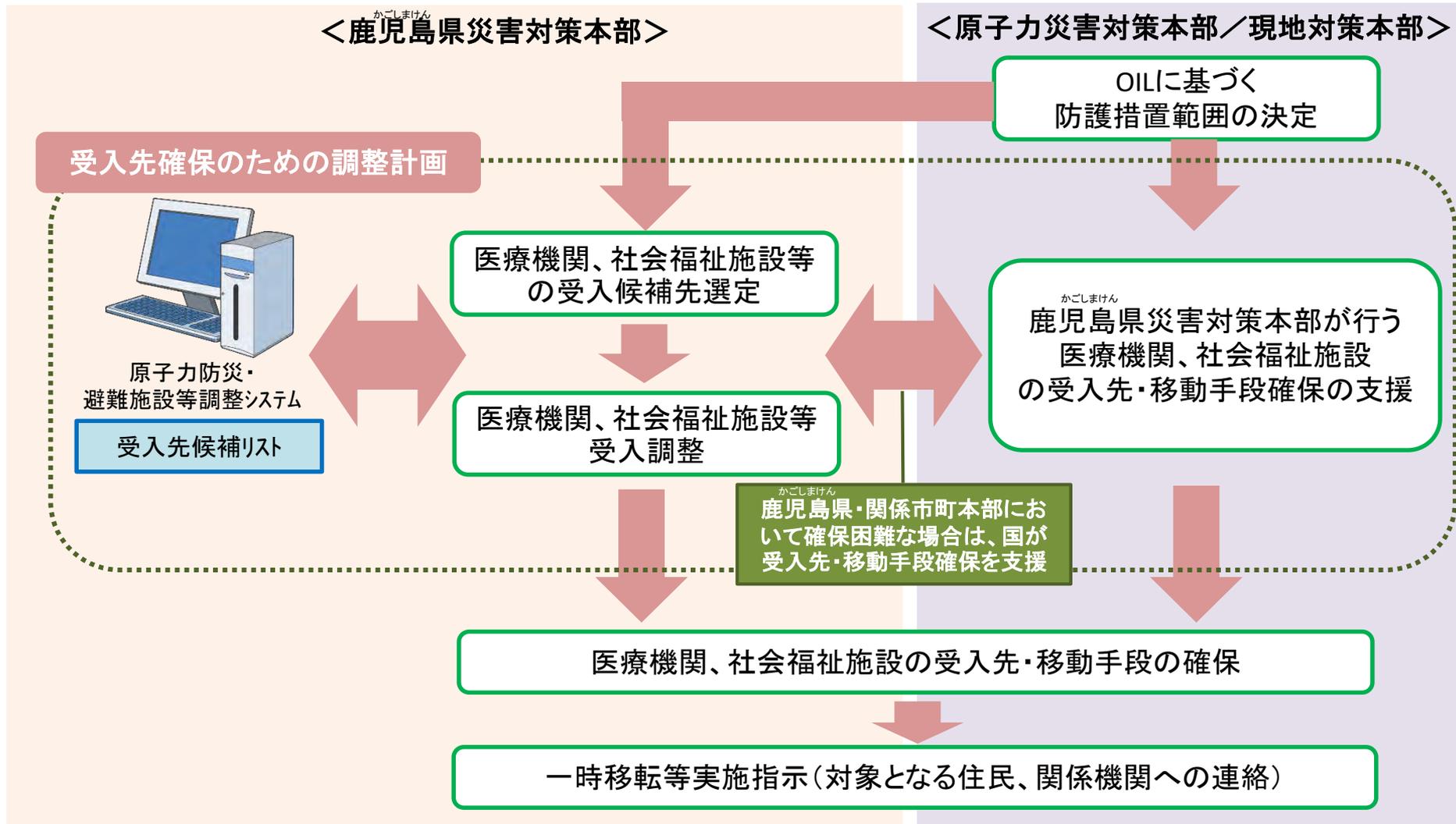
受入先調整のためのシステム

- 鹿児島県では、一時移転等の防護措置が必要となった場合に備え、あらかじめ選定した避難先が使用出来なくなった場合の避難先や医療機関、社会福祉施設等の受入先を迅速に調整するため「原子力防災・避難施設等調整システム」を整備。
- 同システムは、避難先調整の際に必要な施設の情報をあらかじめ登録し、緊急時において避難先を迅速に調整。



医療機関・社会福祉施設の受入先確保のための調整計画

- 一時移転等の防護措置が必要になった場合、鹿児島県災害対策本部では「原子力防災・避難施設等調整システム」を活用し、医療機関、社会福祉施設の受入候補先を選定するとともに、受入れに関する調整を実施。



※ 県において受入先や移動手段の確保が困難な場合は、原子力災害現地对策本部等で、受入先や移動手段の確保を支援

UPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ、ホームページ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により避難可能な者について、一時移転等が必要となった際には、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、一般の避難先施設では、避難生活に困難が生じる在宅の避難行動要支援者は、鹿児島県災害対策本部において関係機関と調整し福祉避難所等へ移動する。

関係市町災害対策本部

防災行政無線・広報車・緊急速報メールサービス・
テレビ・ラジオ・ホームページ等による情報提供

屋内退避

同居者・支援者

協力

在宅避難行動
要支援者

一時移転等

避難先

移動

福祉避難所※1等

連絡等

関係市町職員
・消防団員等

UPZ内の在宅の避難行動要支援者数

	5～30Km圏内
薩摩川内市 <small>さつませんだいし</small>	5,119 (1,854)
いちき串木野市 <small>くしきのし</small>	533 (530)
阿久根市 <small>あくねし</small>	894 (887)
鹿児島市 <small>かごしまし</small>	22 (17)
出水市 <small>いずみし</small>	247 (153)
日置市 <small>ひおきし</small>	1,954 (849)
始良市 <small>あいらし</small>	0 (0)
さつま町 <small>ちよう</small>	271 (254)
長島町 <small>ながしまちよう</small>	47 (37)
合計	9,087 (4,581)

※2 ()内は支援者有り

※3 人数は令和2年4月現在の概数

※4 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備。

※1 県内福祉避難所数(UPZ内地域を除く):492施設

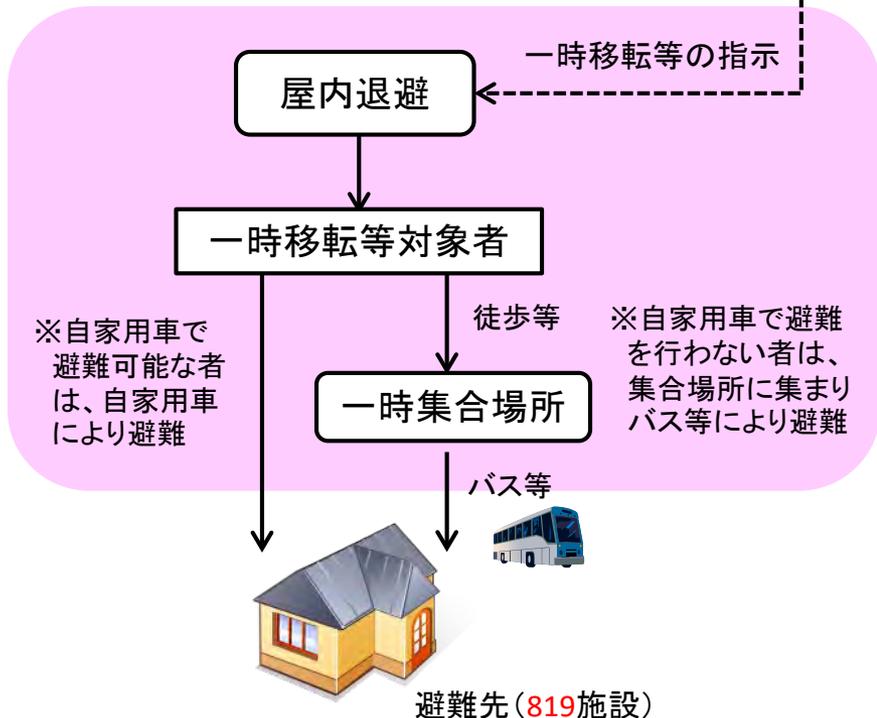
UPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の市町災害対策本部より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ、ホームページ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 自家用車による避難が可能な住民は自家用車により避難。それ以外の住民は、県が確保するバス等により避難。

＜UPZ内市町の避難先＞ ※令和2年4月1日時点

市町名	避難先
薩摩川内市 86,206人	鹿児島市、霧島市、始良市、湧水町、垂水市、曾於市、南さつま市、薩摩川内市内
いちき串木野市 27,472人	鹿児島市、南九州市、指宿市、枕崎市
阿久根市 20,009人	始良市、伊佐市、湧水町、長島町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町
鹿児島市 834人	鹿児島市内
出水市 21,329人	伊佐市、霧島市、熊本県水俣市、出水市内
日置市 26,064人	南さつま市、日置市内
始良市 5人	始良市内
さつま町 15,405人	鹿児島市、霧島市、さつま町内
長島町 819人	長島町内

関係市町災害対策本部



➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

避難元地区

- ①川内地区
- ②平佐西地区
- ③平佐東地区
- ④隈之城地区
- ⑤永利地区
- ⑥樋脇・倉野地区
(斧淵地区)
(南瀬地区)

【①、④地区の主な避難経路】

国道3号→南九州自動車道(薩摩川内都IC～
鹿児島IC)→九州自動車道(鹿児島IC→鹿児島北IC)
→国道3号

【②、③、⑤地区の主な避難経路】

県道42号→国道328号→国道3号

【⑥地区の主な避難経路】

県道42号→国道328号→県道40号→県道16号→県道25号

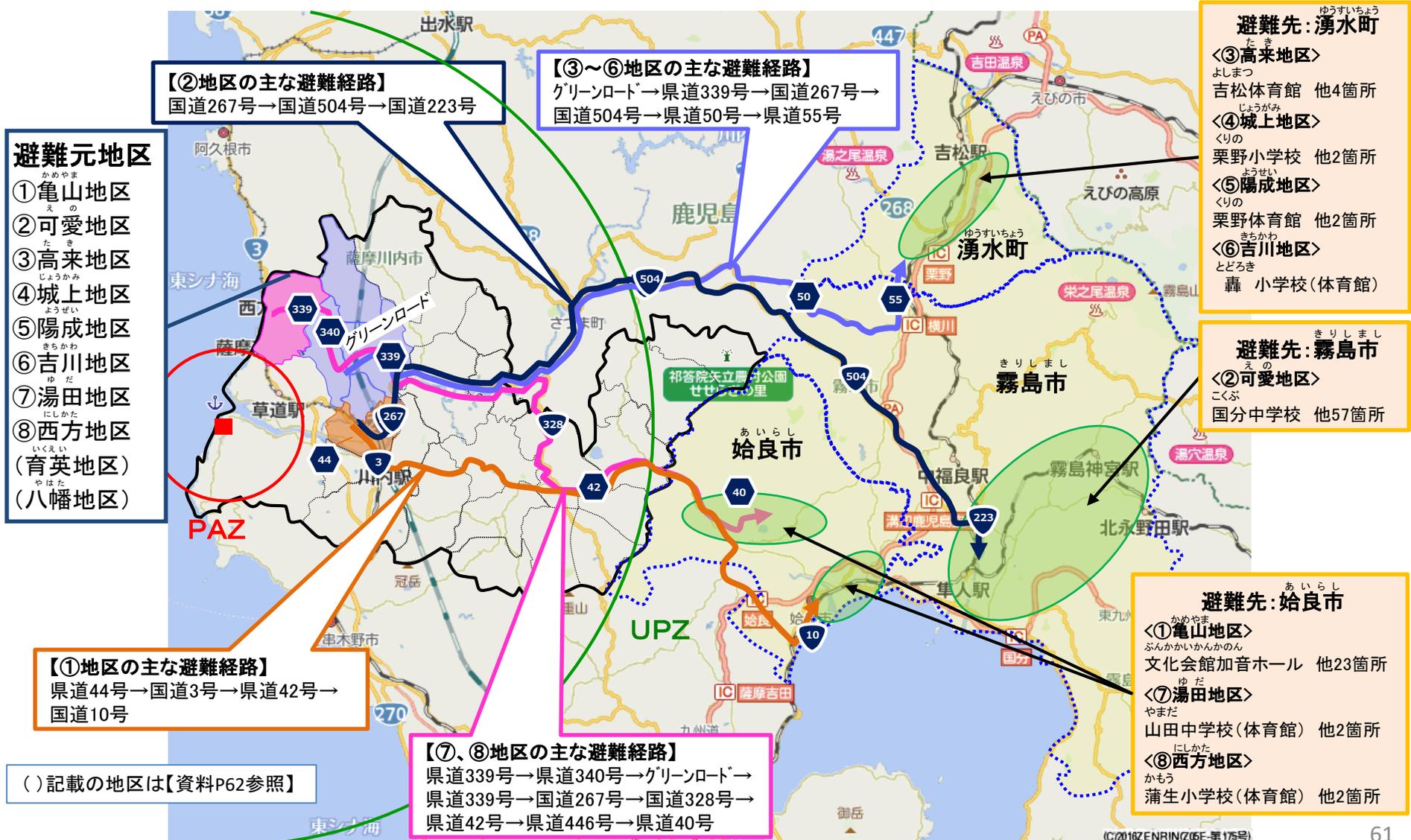
かごしまし 避難先:鹿児島市

- <①川内地区>
伊敷小学校、他13箇所
- <②平佐西地区>
武岡小学校、他39箇所
- <③平佐東地区>
皆与志小学校、他3箇所
- <④隈之城地区>
真砂福祉館、他47箇所
- <⑤永利地区>
鹿児島中央高校、他16箇所
- <⑥樋脇・倉野地区>
吉田小学校、他10箇所

()記載の地区は【資料P62参照】

UPZ内から避難先施設までの主な経路 (薩摩川内市②)

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



UPZ内から避難先施設までの主な経路 (薩摩川内市③)

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

- 避難元地区**
- ①育英地区
 - ②斧淵地区
 - ③南瀬地区
 - ④山田地区
 - ⑤鳥丸地区
 - ⑥藤川地区
 - ⑦八幡地区
 - (亀山地区)
 - (可愛地区)
 - (平佐東地区)
 - (城上地区)
 - (樋脇・倉野地区)



【①～⑥の主な避難経路】
国道267号→国道504号→国道223号→国道10号

【⑦の主な避難経路】
国道267号→国道328号→県道42号→国道10号→国道220号

- 避難先: 曾於市**
- <①育英地区>
たからべ 財部農業者トレーニングセンター 他10箇所
 - <②斧淵地区>
すえよし 末吉総合体育館 他8箇所
 - <③南瀬地区>
おおすみ 大隅北小学校 他2箇所
 - <④山田地区>
みなみのごう 旧南之郷中学校 他2箇所
 - <⑤鳥丸地区>
すえよし 末吉中学校 他1箇所
 - <⑥藤川地区>
つねよし 恒吉小学校 他2箇所

- 避難先: 垂水市**
- <⑦八幡地区>
たるみず 垂水中央運動公園体育館 他3箇所

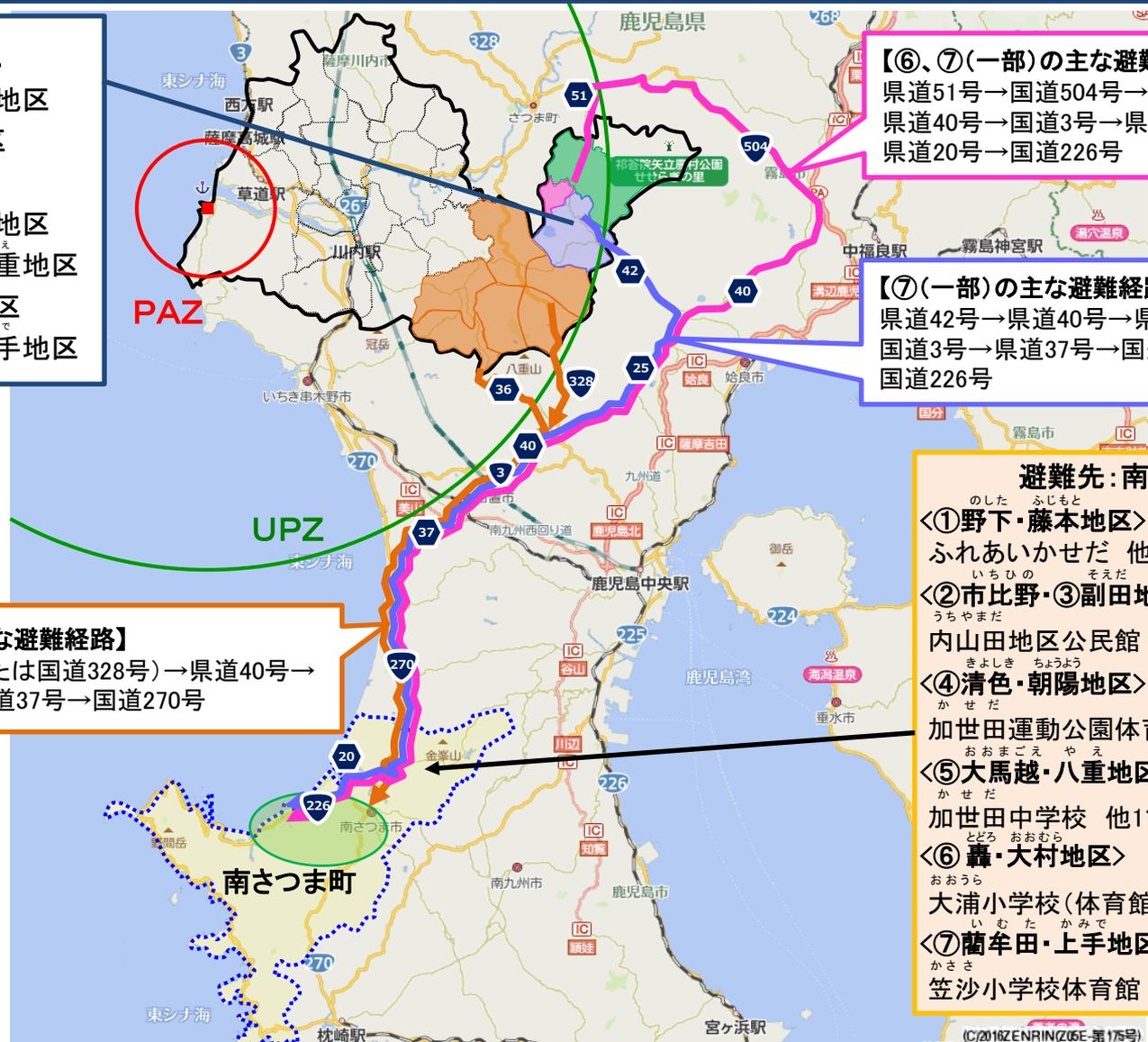
()記載の地区は【資料P60、61参照】

UPZ内から避難先施設までの主な経路 (薩摩川内市④)

さつませんたい

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

- 避難元地区**
のした ふじもと
- ①野下・藤本地区
いちひの そえだ
 - ②市比野地区
そえだ
 - ③副田地区
きよしき ちようよう
 - ④清色・朝陽地区
かぜだ
 - ⑤大馬越・八重地区
おまごえ やえ
 - ⑥轟・大村地区
とどろ おおむら
 - ⑦藺牟田・上手地区
いむた かみで



【⑥、⑦(一部)の主な避難経路】
 県道51号→国道504号→県道40号→県道25号→
 県道40号→国道3号→県道37号→国道270号→
 県道20号→国道226号

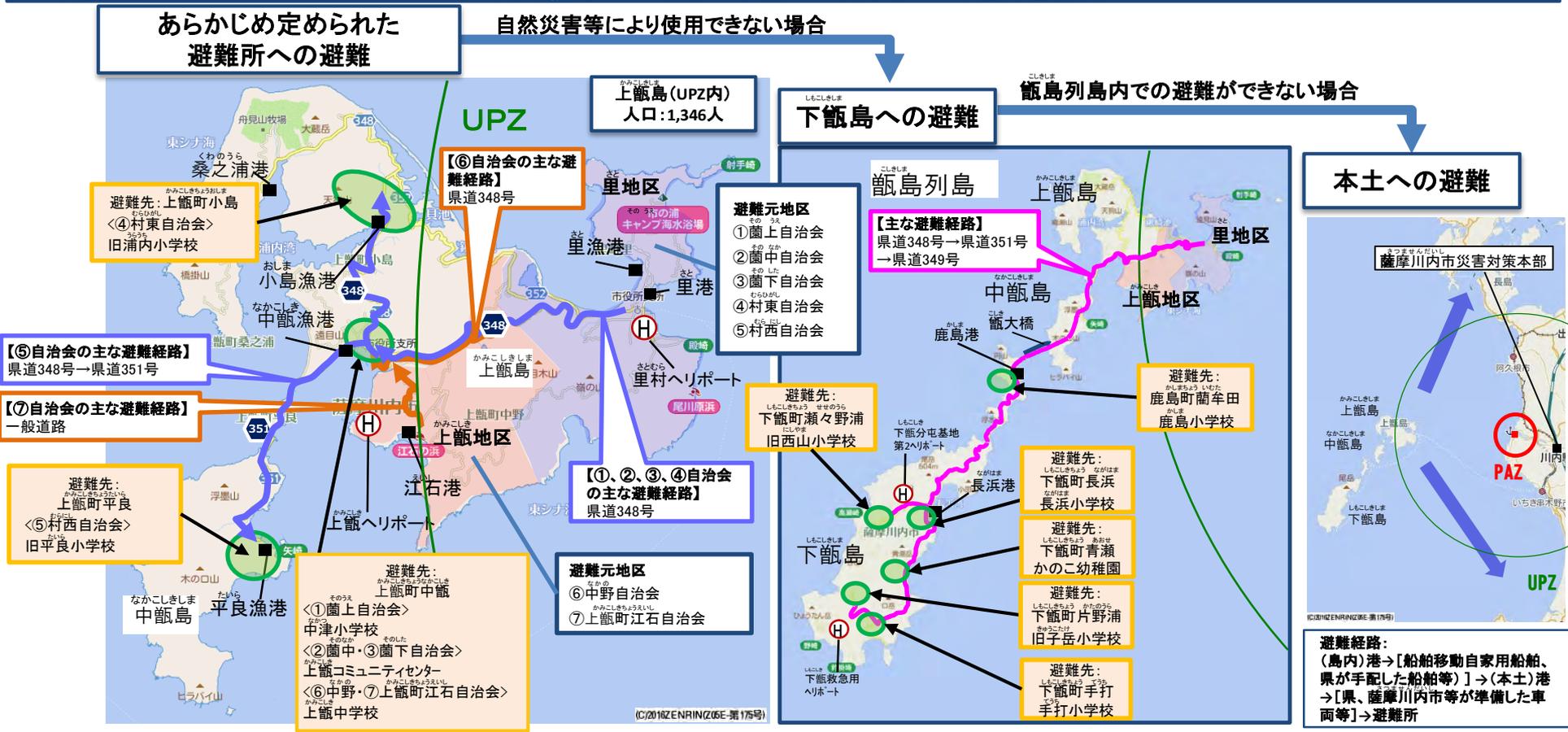
【⑦(一部)の主な避難経路】
 県道42号→県道40号→県道25号→県道40号→
 国道3号→県道37号→国道270号→県道20号→
 国道226号

【①～⑤の主な避難経路】
 (県道36号または国道328号)→県道40号→
 国道3号→県道37号→国道270号

- 避難先:南さつま市**
のした ふじもと
- <①野下・藤本地区>
ふれあいかせだ 他1箇所
 - <②市比野・③副田地区>
うちやまだ
内山田地区公民館 他12箇所
 - <④清色・朝陽地区>
かぜだ
加世田運動公園体育館 他3箇所
 - <⑤大馬越・八重地区>
かぜだ
加世田中学校 他1箇所
 - <⑥轟・大村地区>
とどろ おおむら
おおむら
大浦小学校(体育館) 他2箇所
 - <⑦藺牟田・上手地区>
いむた かみで
かささ
笠沙小学校体育館 他4箇所

UPZ内から避難先施設までの主な経路（離島の防護措置）

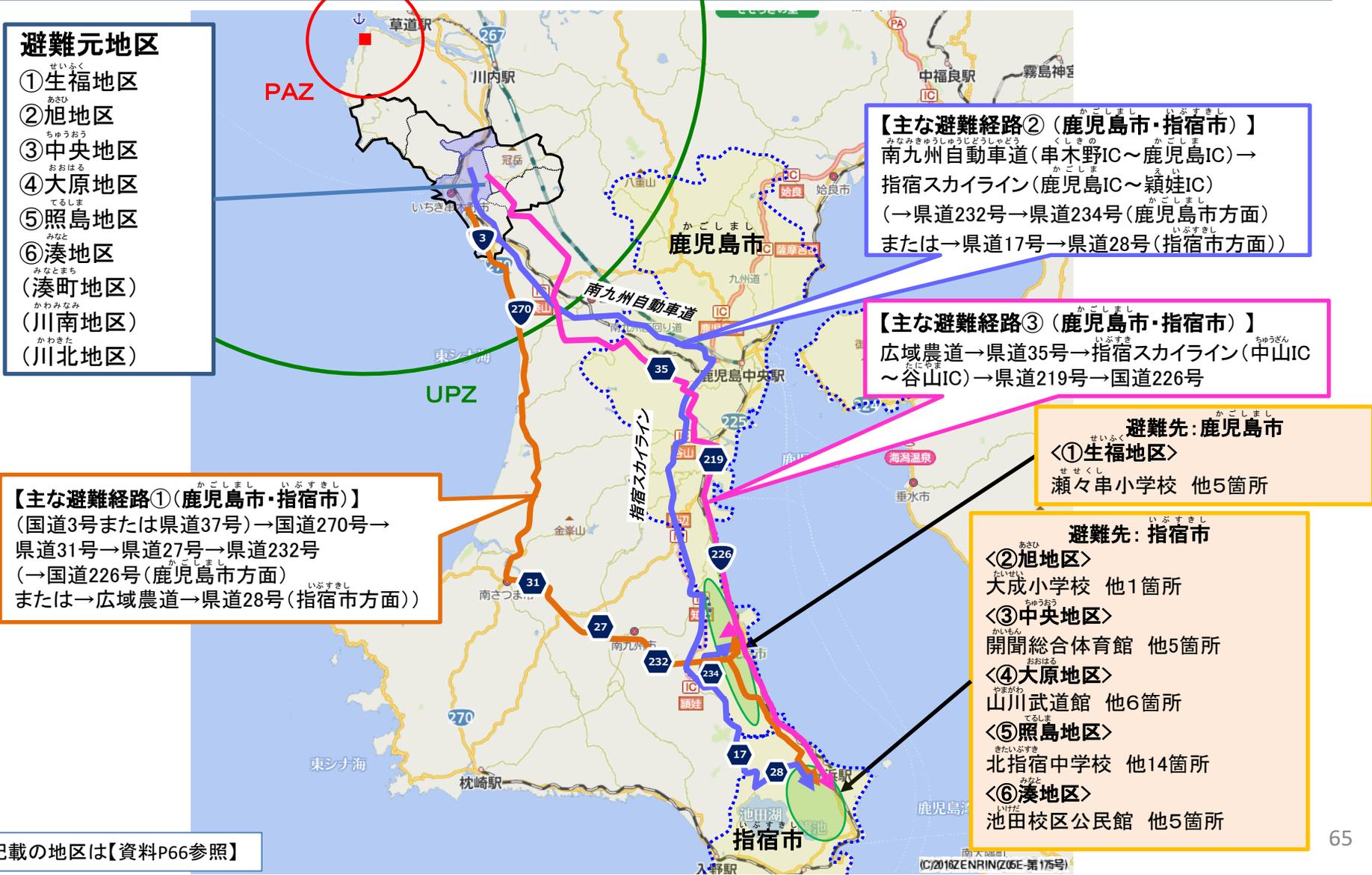
- 上甑島のUPZ内の住民は、上甑島及び中甑島のあらかじめ定められた避難所へ避難を実施。地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 上甑島及び中甑島のあらかじめ定められた避難所が自然災害等により使用できない場合は、下甑島の避難所への避難を実施。
- 鹿児島県は、PAZ内の避難の実施に合わせ、UPZ外の島内住民に対しても、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。
- 万が一、甑島列島内での避難ができない場合に備え、鹿児島県は本土への避難の検討を行う。避難の際は、自家用の船舶の利用又は県が薩摩川内市からの依頼に基づき、第十管区海上保安本部、自衛隊、フェリー及び高速船の運航者等に要請し、手配した船舶等により避難を行う。本土の港への移動後は、県、薩摩川内市等が準備した車両等により避難を行う。



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合は、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

UPZ内から避難先施設までの主な経路 (いちき串木野市①)

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



避難元地区

- ①生福地区
- ②旭地区
- ③中央地区
- ④大原地区
- ⑤照島地区
- ⑥湊地区
- (湊町地区)
- (川南地区)
- (川北地区)

【主な避難経路② (鹿児島市・指宿市)】
 南九州自動車道(串木野IC～鹿児島IC)→
 指宿スカイライン(鹿児島IC～穎娃IC)
 (→県道232号→県道234号(鹿児島市方面)
 または→県道17号→県道28号(指宿市方面))

【主な避難経路③ (鹿児島市・指宿市)】
 広域農道→県道35号→指宿スカイライン(中山IC
 ～谷山IC)→県道219号→国道226号

【主な避難経路① (鹿児島市・指宿市)】
 (国道3号または県道37号)→国道270号→
 県道31号→県道27号→県道232号
 (→国道226号(鹿児島市方面)
 または→広域農道→県道28号(指宿市方面))

避難先: 鹿児島市
 <①生福地区>
 瀬々串小学校 他5箇所

避難先: 指宿市
 <②旭地区>
 大成小学校 他1箇所
 <③中央地区>
 開聞総合体育館 他5箇所
 <④大原地区>
 山川武道館 他6箇所
 <⑤照島地区>
 北指宿中学校 他14箇所
 <⑥湊地区>
 池田校区公民館 他5箇所

()記載の地区は【資料P66参照】

UPZ内から避難先施設までの主な経路 (いちき串木野市②)

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

避難元地区

- ①羽島地区
- ②荒川地区
- ③野平地区
- ④冠岳地区
- ⑤湊町地区
- ⑥川上地区
- ⑦川南地区
- ⑧川北地区
- ⑨上名地区
- ⑩本浦地区 (湊地区)

【主な避難経路②(南九州市、枕崎市)】

南九州自動車道(串木野IC→鹿児島IC)→指宿スカイライン
(鹿児島IC～川辺IC)→(国道225号(枕崎市方面))
または→国道225号→県道19号(南九州市方面)

避難先:南九州市

- <①羽島地区>
川辺保健センター 他2箇所
- <②荒川地区>
勝目校区公民館
- <③野平地区>
知覚校区公民館 他2箇所
- <④冠岳地区>
勝目小学校
- <⑤湊町地区>
青戸中学校 他5箇所
- <⑥川上地区>
川辺小学校 他2箇所
- <⑦川南地区>
穎娃中学校 他3箇所
- <⑧川北地区>
中福良小学校 他6箇所

【主な避難経路①(南九州市、枕崎市)】

国道3号→(国道270号(枕崎市方面))
または国道270号→県道31号(南九州市方面)

【主な避難経路③(南九州市、枕崎市)】

国道3号→国道270→県道20号→県道19号
(南薩縦貫)→(国道225号(枕崎市方面))
または→県道27号(南九州市方面)

避難先:枕崎市

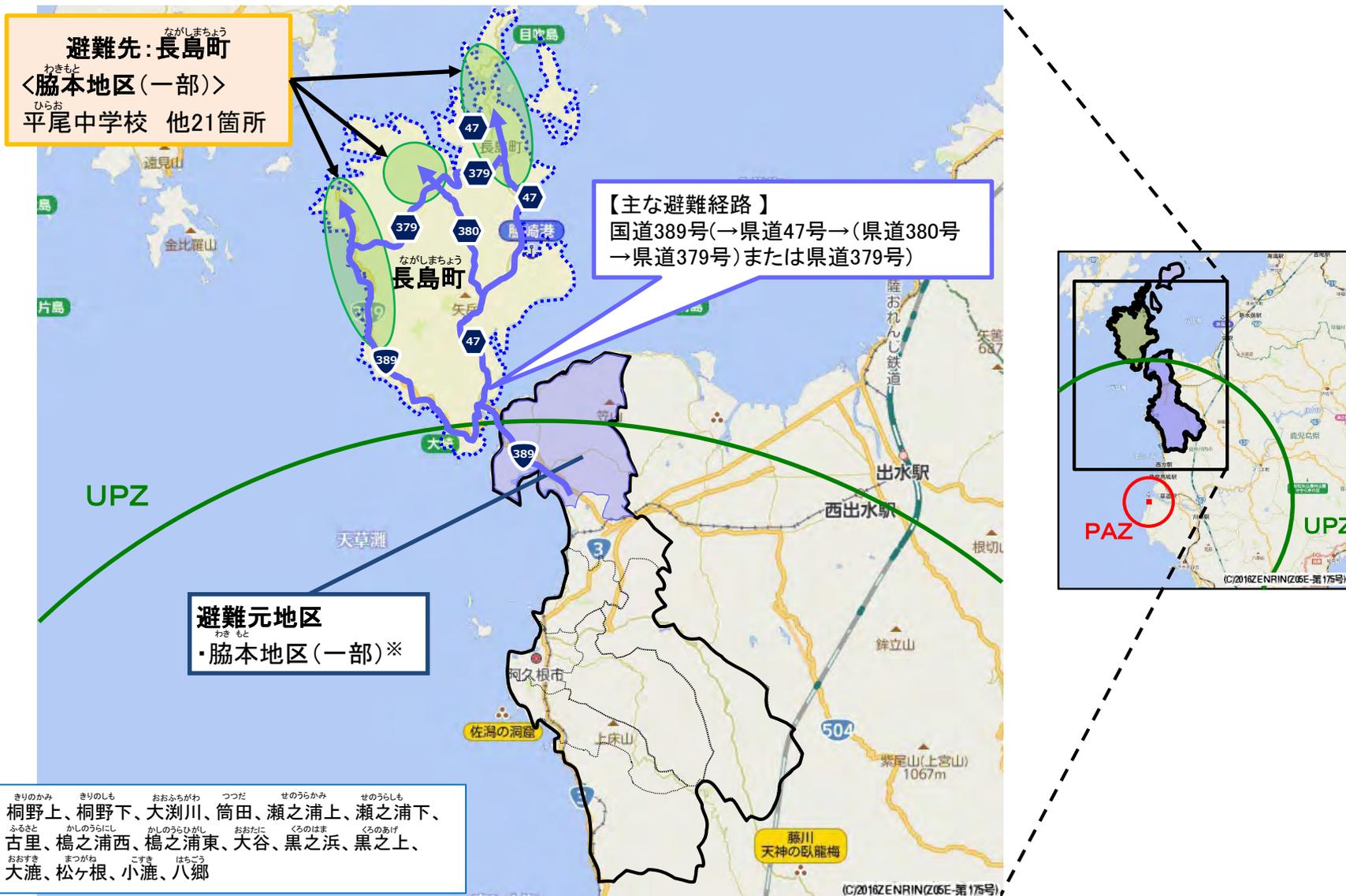
- <⑨上名地区>
金山センター 他7箇所
- <⑩本浦地区>
枕崎中学校 他6箇所

()記載の地区は【資料P65参照】



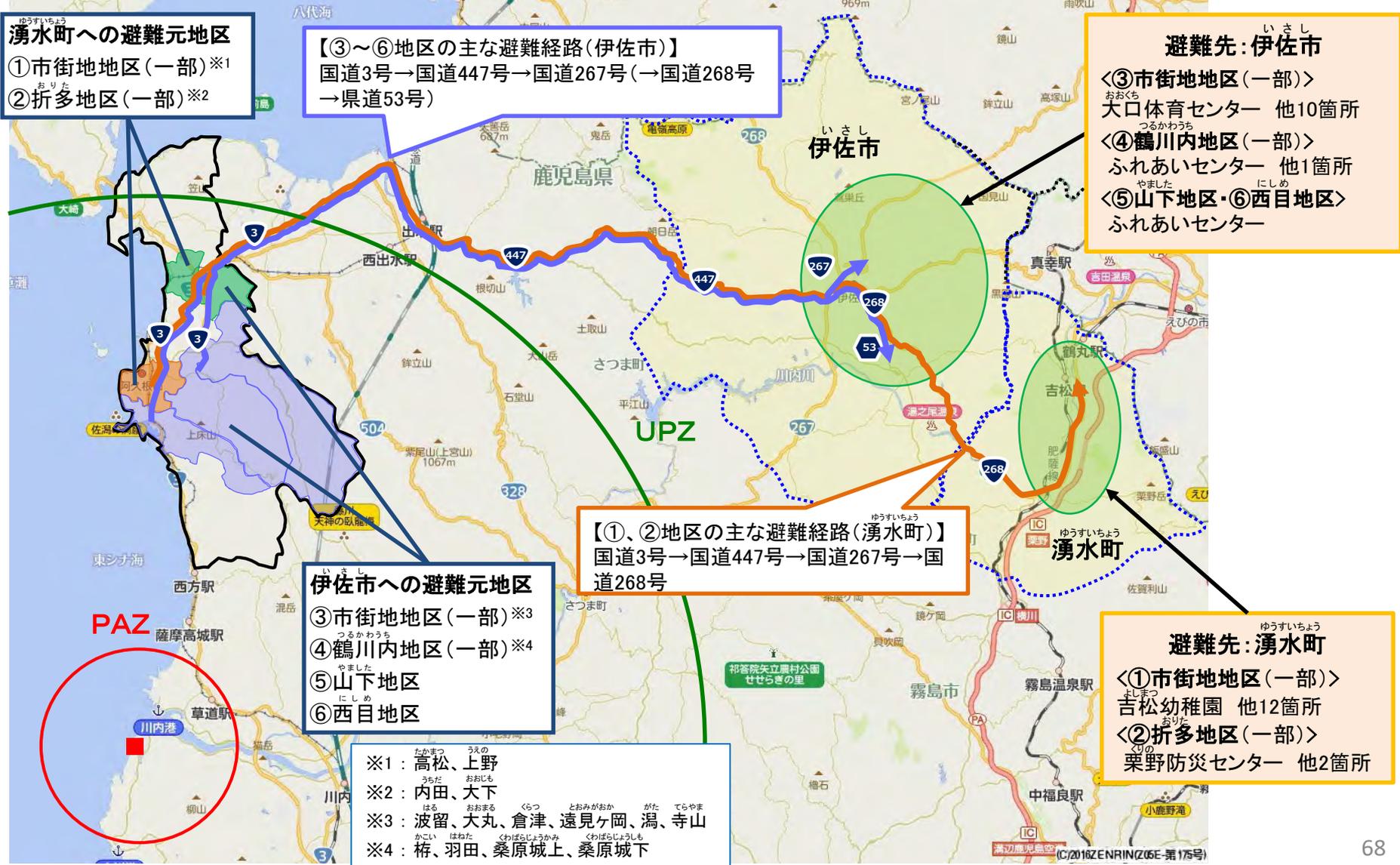
UPZ内から避難先施設までの主な経路（阿久根市①）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



UPZ内から避難先施設までの主な経路（阿久根市②）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



UPZ内から避難先施設までの主な経路（阿久根市③）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



【主な避難経路】
国道3号→国道447号→国道267号→国道268号→県道55号(→国道10号→県道42号)

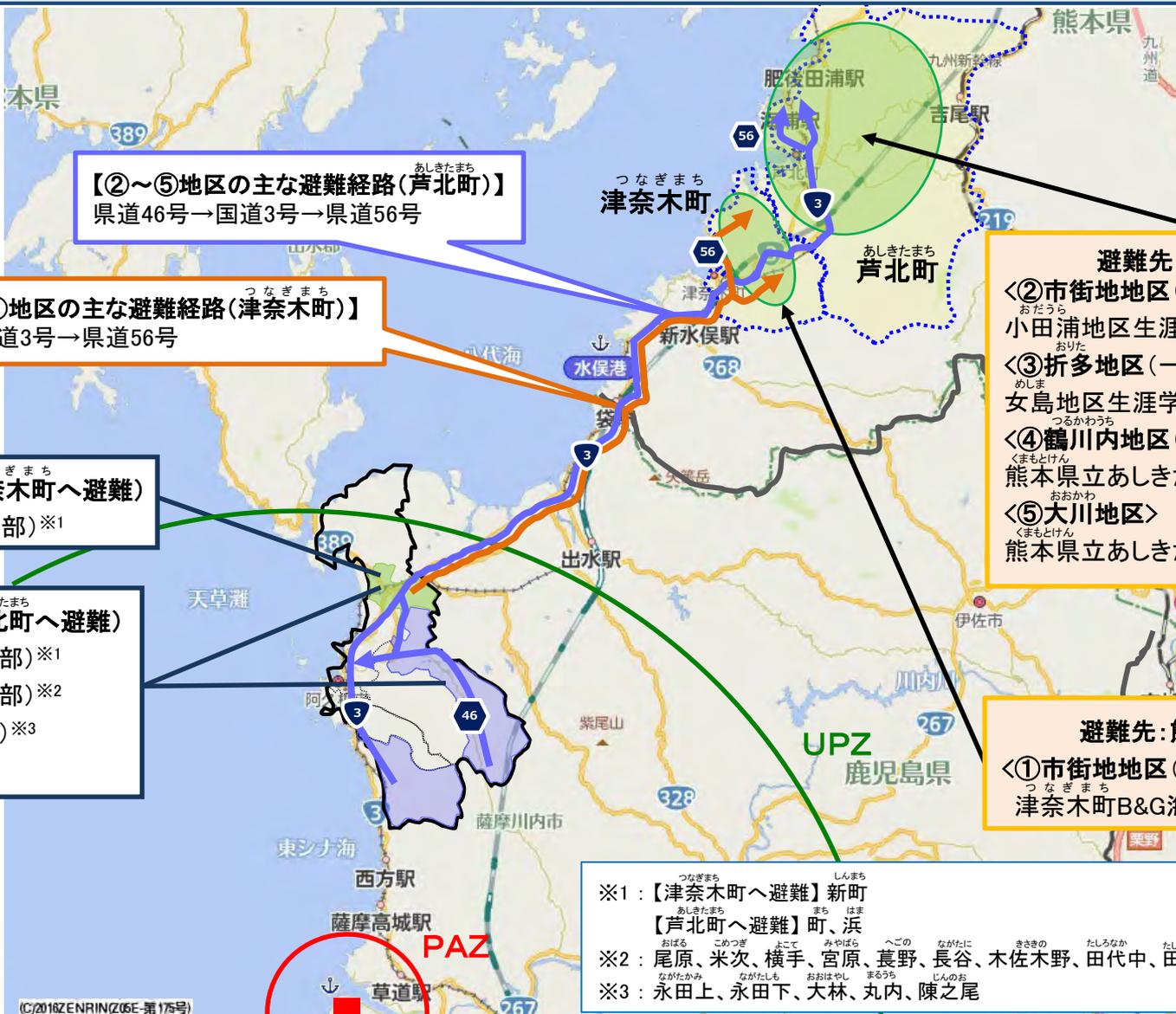
避難元地区
①赤瀬川地区
②折多地区(一部)※1
③脇本地区(一部)※2

避難先: 始良市
 <①赤瀬川地区>
 加治木高校 他17箇所
 <②折多地区(一部)>
 始良高等技術専門学校 他8箇所
 <③脇本地区(一部)>
 帖佐中学校 他2箇所

※1: 牟田、折口東
 ※2: 脇本馬場、脇本浜、下村、上原、深田

UPZ内から避難先施設までの主な経路（阿久根市④）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



【②～⑤地区の主な避難経路(芦北町)】
県道46号→国道3号→県道56号

【①地区の主な避難経路(津奈木町)】
国道3号→県道56号

避難元地区(津奈木町へ避難)
①市街地地区(一部)※1

避難元地区(芦北町へ避難)
②市街地地区(一部)※1
③鶴川内地区(一部)※2
④折多地区(一部)※3
⑤大川地区

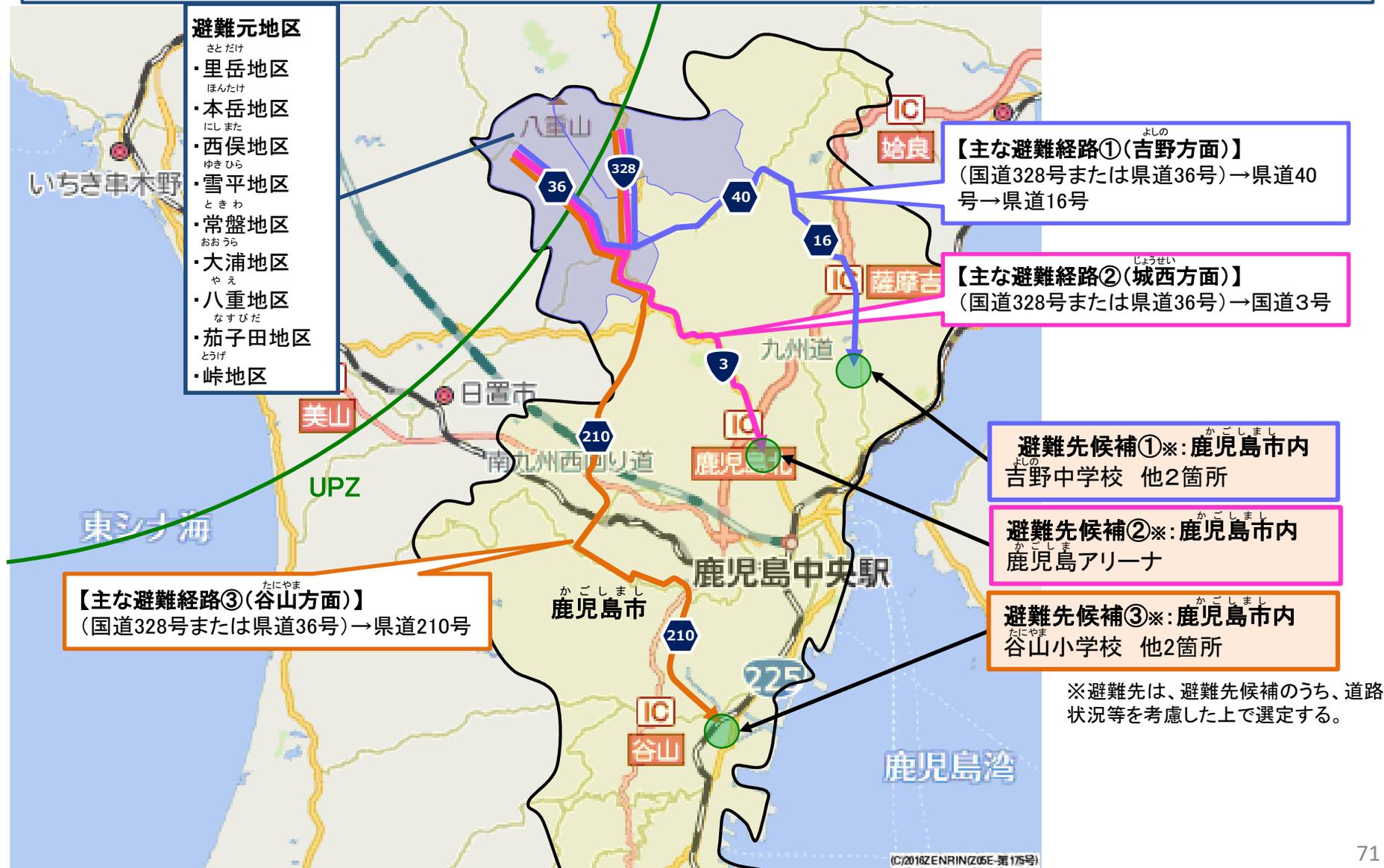
避難先: 熊本県芦北町
 <②市街地地区(一部)>
 小田浦地区生涯学習センター 他1箇所
 <③折多地区(一部)>
 女島地区生涯学習センター 他1箇所
 <④鶴川内地区(一部)>
 熊本県立あしきた青少年の家 他1箇所
 <⑤大川地区>
 熊本県立あしきた青少年の家

避難先: 熊本県津奈木町
 <①市街地地区(一部)>
 津奈木町B&G海洋センター 他2箇所

※1: 【津奈木町へ避難】新町
 【芦北町へ避難】町、浜
 ※2: 尾原、米次、横手、宮原、峯野、長谷、木佐木野、田代中、田代下
 ※3: 永田上、永田下、大林、丸内、陳之尾

UPZ内から避難先施設までの主な経路（鹿児島市）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



▶ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【②(一部)の主な避難経路】

(県道368号または県道374号→)国道3号

避難先：出水市内

<①高尾野地区(一部)>

NTTビル 他2箇所

<②野田地区(一部)>

総合体育館 他14箇所

避難元地区

①高尾野地区(一部)※1

②野田地区(一部)※2

【①、②(一部)の主な避難経路】

(県道368号→)国道504号→県道374号
→県道369号→国道447号

※1：中屋敷、内野々上、本城、内野々下

※2：尾毛無、籠土山、青木原、野角、上特手、下特手、越地、川平、久木野、大久、大丸、涼松、受口、大日、天神、地藏、仮屋、加治屋町、別府、町、春町、西通、仲町、岩元、女子高白梅寮、本町、八幡、瀬戸、田多園、上田多園

UPZ内から避難先施設までの主な経路 (出水市②)

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【主な避難経路】

(県道374号または県道367号→)
国道3号(→国道268号→県道15号)



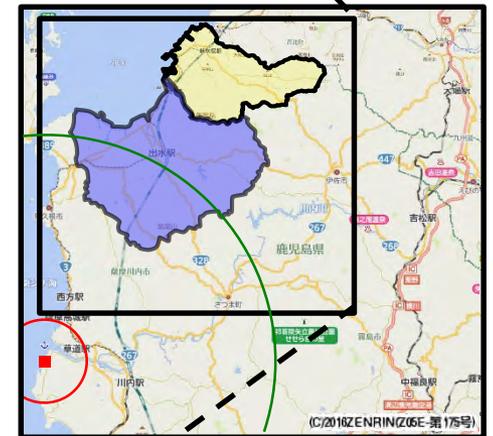
避難先:熊本県水俣市

- ①庄地区
第一小学校体育館 他2箇所
- ②高尾野地区(一部)
旧第3中学校体育館 他4箇所
- ③下水流地区
袋小中学校体育館 他8箇所
- ④江内地区
第2中学校体育館 他11箇所
- ⑤野田地区(一部)
武道館 他2箇所

避難元地区

- ①庄地区 江内地区
- ②高尾野地区(一部) ※1
- ③下水流地区
- ④江内地区
- ⑤野田地区(一部) ※2

※1: 石坂、表上、昭和、鶴里、松ノ元、下高尾野上、
下高尾野下、唐笠木
※2: 中郡、屋地、旭、上餅井、下餅井



UPZ内から避難先施設までの主な経路 (出水市③)

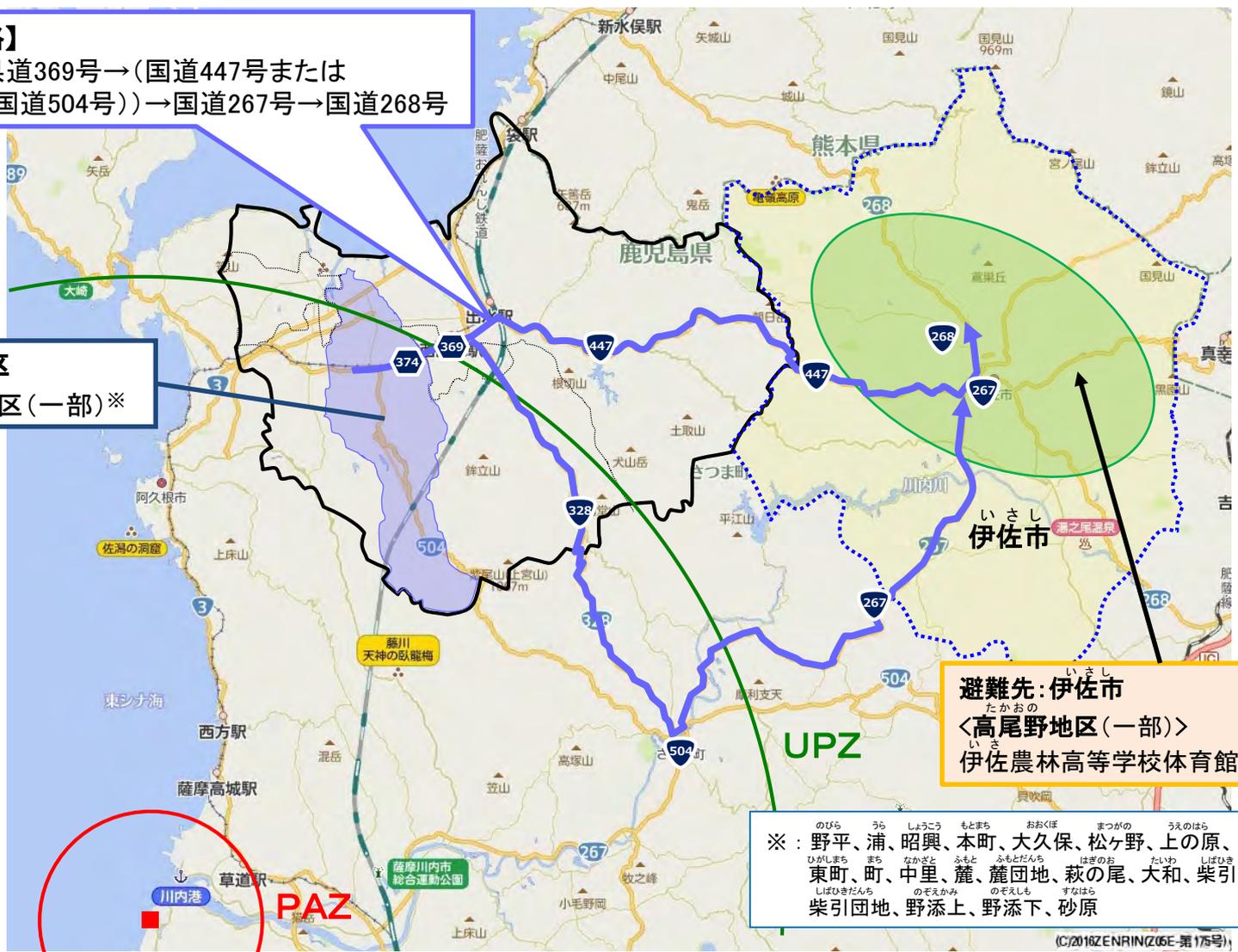
➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【主な避難経路】
 県道374号→県道369号→(国道447号または(国道328号→国道504号))→国道267号→国道268号

避難元地区
 たかおの
 ・高尾野地区(一部)※

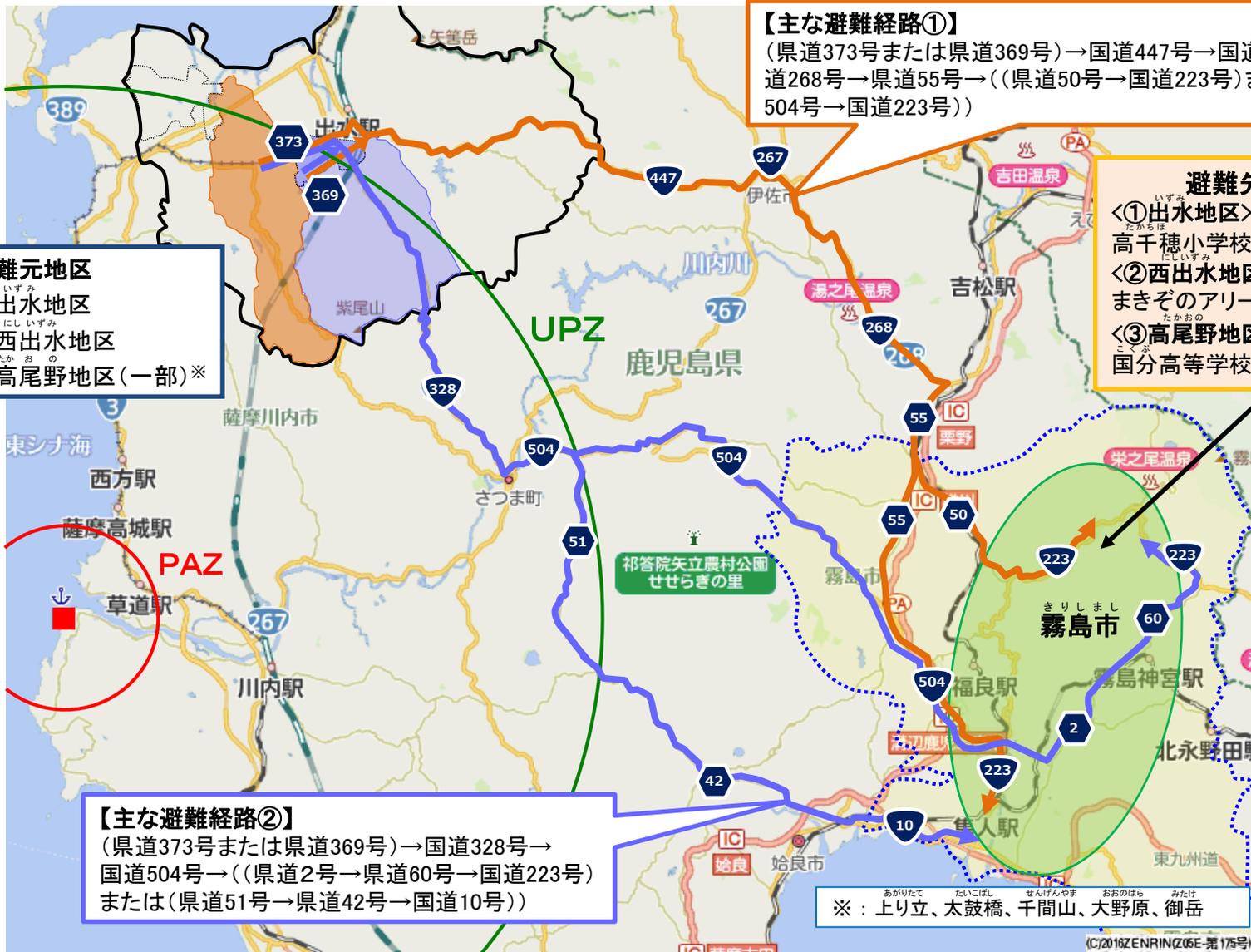
避難先: 伊佐市
 たかおの
 <高尾野地区(一部)>
 いさし
 伊佐農林高等学校体育館 他27箇所

※ : 野平、浦、昭興、本町、大久保、松ヶ野、上の原、ひがしまち、まち、なかざと、ふもと、ふもとだんち、はぎのお、たいわ、しばひき、しばひきだんち、のぞえかみ、のぞえしも、すなはら、柴引団地、野添上、野添下、砂原



UPZ内から避難先施設までの主な経路（出水市④）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



【主な避難経路①】
 (県道373号または県道369号)→国道447号→国道267号→国道268号→県道55号→((県道50号→国道223号)または(国道504号→国道223号))

避難元地区
 ①出水地区
 ②西出水地区
 ③高尾野地区(一部)*

避難先:霧島市
 <①出水地区>
 高千穂小学校 他2箇所
 <②西出水地区>
 まきぞのアリーナ 他14箇所
 <③高尾野地区(一部)>
 国分高等学校 他10箇所

【主な避難経路②】
 (県道373号または県道369号)→国道328号→国道504号→((県道2号→県道60号→国道223号)または(県道51号→県道42号→国道10号))

※：上り立、太鼓橋、千間山、大野原、御岳

UPZ内から避難先施設までの主な経路（日置市①）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

避難元地区

- ①高山地区
- ②上市来地区
- ③美山地区
- ④皆田地区
- ⑤湯田地区
- ⑥伊集院北地区
- ⑦日新地区
- ⑧住吉地区
- ⑨鶴丸地区(一部)※1
- ⑩伊作田地区(一部)※2
- ⑪伊集院地区(一部)※3
- ⑫妙円寺地区(一部)※4

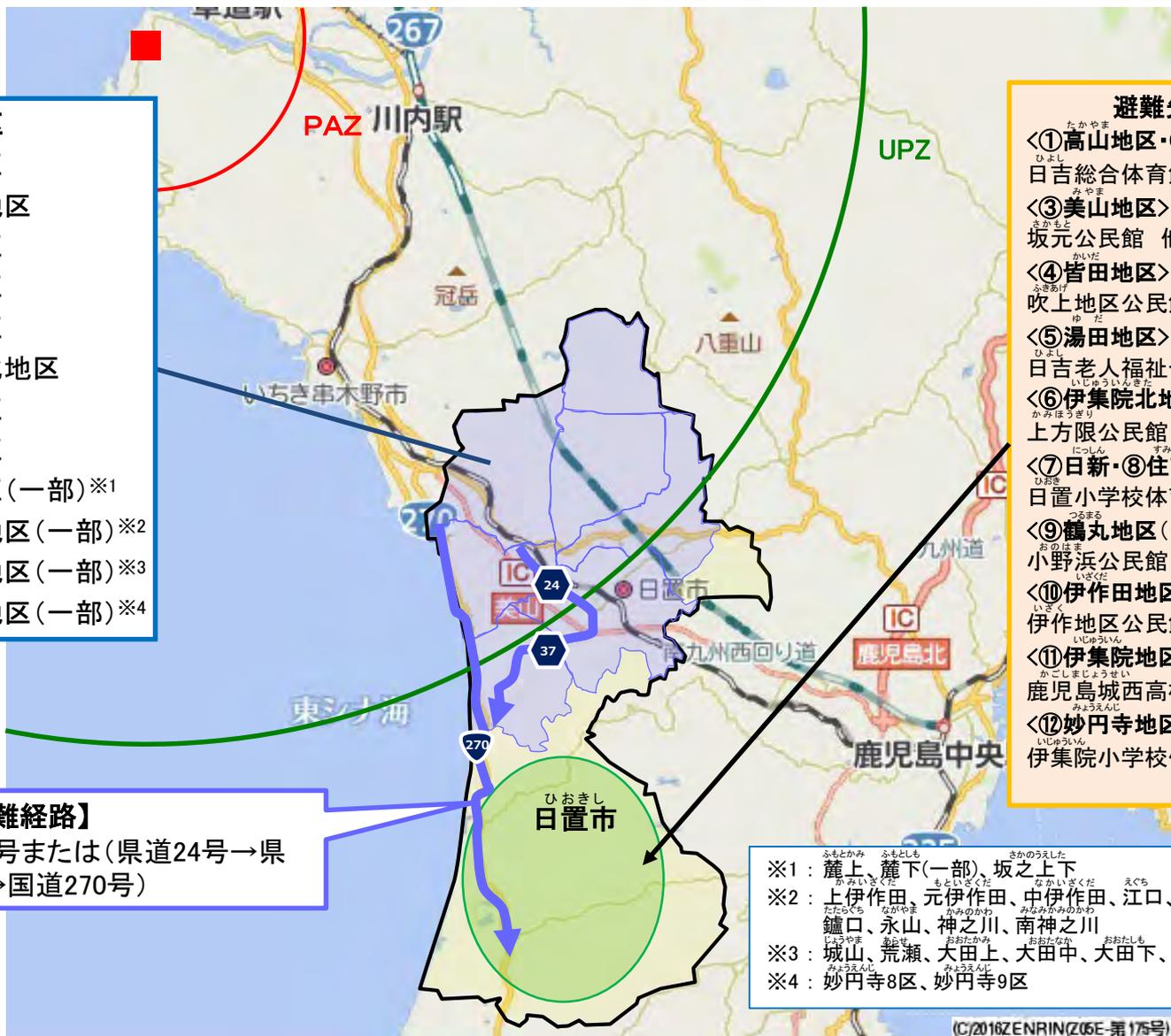
避難先：日置市内

- <①高山地区・②上市来地区>
日吉総合体育館 他13箇所
- <③美山地区>
坂元公民館 他14箇所
- <④皆田地区>
吹上地区公民館 他2箇所
- <⑤湯田地区>
日吉老人福祉センター 他20箇所
- <⑥伊集院北地区>
上方限公民館 他17箇所
- <⑦日新・⑧住吉地区>
日置小学校体育館 他15箇所
- <⑨鶴丸地区(一部)>
小野浜公民館 他8箇所
- <⑩伊作田地区(一部)>
伊作地区公民館 他12箇所
- <⑪伊集院地区(一部)>
鹿児島城西高校(体育館)(15箇所)
- <⑫妙円寺地区(一部)>
伊集院小学校体育館 他2箇所

【主な避難経路】

国道270号または(県道24号→県道37号→国道270号)

- ※1：麓上、麓下(一部)、坂之上下
- ※2：上伊作田、元伊作田、中伊作田、江口、平迫比良、赤崎、
鐘口、永山、神之川、南神之川
- ※3：城山、荒瀬、大田上、大田中、大田下、久木野々、寺脇
- ※4：妙円寺8区、妙円寺9区



UPZ内から避難先施設までの主な経路（日置市②）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

避難元地区

- ① 鶴丸地区（一部）※1
- ② 伊作田地区（一部）※2
- ③ 伊集院地区（一部）※3
- ④ 妙円寺地区（一部）※4
- （美山地区）
- （皆田地区）
- （湯田地区）

【主な避難経路①】

（国道270号または（国道3号→県道24号→県道37号）→国道270号

避難先：南さつま市

- <④ 鶴丸地区（一部）>
大阪地区体育館 他8箇所
- <⑤ 伊作田地区（一部）>
旧大坂小学校
- <⑥ 伊集院地区（一部）>
大笠中学校体育館 他15箇所
- <⑦ 妙円寺地区（一部）>
金峰中学校体育館 他11箇所

【主な避難経路②】

国道3号→県道24号→南九州自動車道（美山IC～鹿児島IC）→指宿スカイライン（鹿児島IC～谷山IC）→県道20号

- ※1：下養母、麓下（一部）、古市、城之町上、城之町、杉之迫
- ※2：柿之迫、川北
- ※3：小城、瀬戸内、徳重東、郡上、郡内、宮脇、中福良、平古、郡下、立野、
- ※4：妙円寺1・4区、妙円寺2区、妙円寺3区、妙円寺5区、妙円寺6区、妙円寺7区、

（）記載の地区は【資料P76参照】

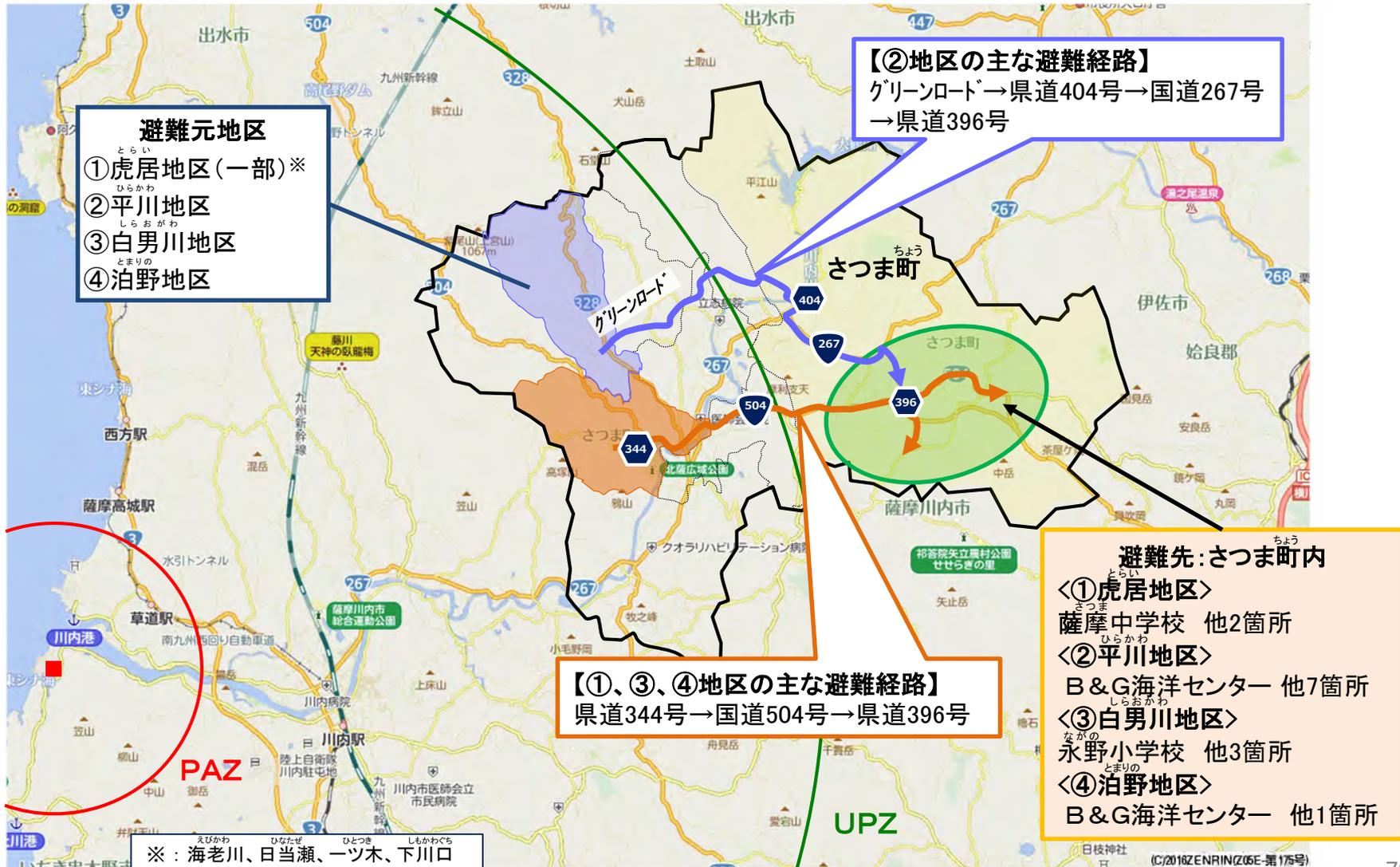
UPZ内から避難先施設までの主な経路（始良市）

- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



UPZ内から避難先施設までの主な経路（さつま町①）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



UPZ内から避難先施設までの主な経路（さつま町②）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

避難元地区

- ①時吉地区
- ②柗野地区
- ③湯田地区
- ④佐志地区
- ⑤神子地区
- ⑥柏原地区
- ⑦紫尾地区
(宮之城屋地地区)

【①、②、⑤、⑦地区の主な避難経路】

(県道397号→)国道267号→県道396号→国道504号→((県道50号→国道223号→県道60号)または(県道2号→県道60号))

【③、④、⑥地区の主な避難経路】

国道267号→県道396号→国道504号→
(国道223号または県道55号→)国道10号

避難先:霧島市

- <①時吉地区>
永水小学校 他2箇所
- <②柗野地区>
霧島緑の村
- <③湯田地区>
牧之原小学校 他7箇所
- <④佐志地区>
福地地区体育館 他6箇所
- <⑤神子地区>
霧島保健福祉センター
- <⑥柏原地区>
大廻地区体育館 他17箇所
- <⑦紫尾地区>
霧島小学校 他3箇所

()記載の地区は【資料P81参照】

UPZ内から避難先施設までの主な経路（さつま町③）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

避難元地区

- ①宮之城屋地地区
- ②虎居地区（一部）※1
- ③船木地区
- ④山崎地区
- ⑤久富木地区
- ⑥二渡地区
- （白男川地区）
- （時吉地区）
- （佐志地区）

【主な避難経路①】
国道328号→国道3号

【主な避難経路②】
（（県道393号→県道51号）または（国道328号→県道395号→県道211号））→県道42号→県道25号→県道16号

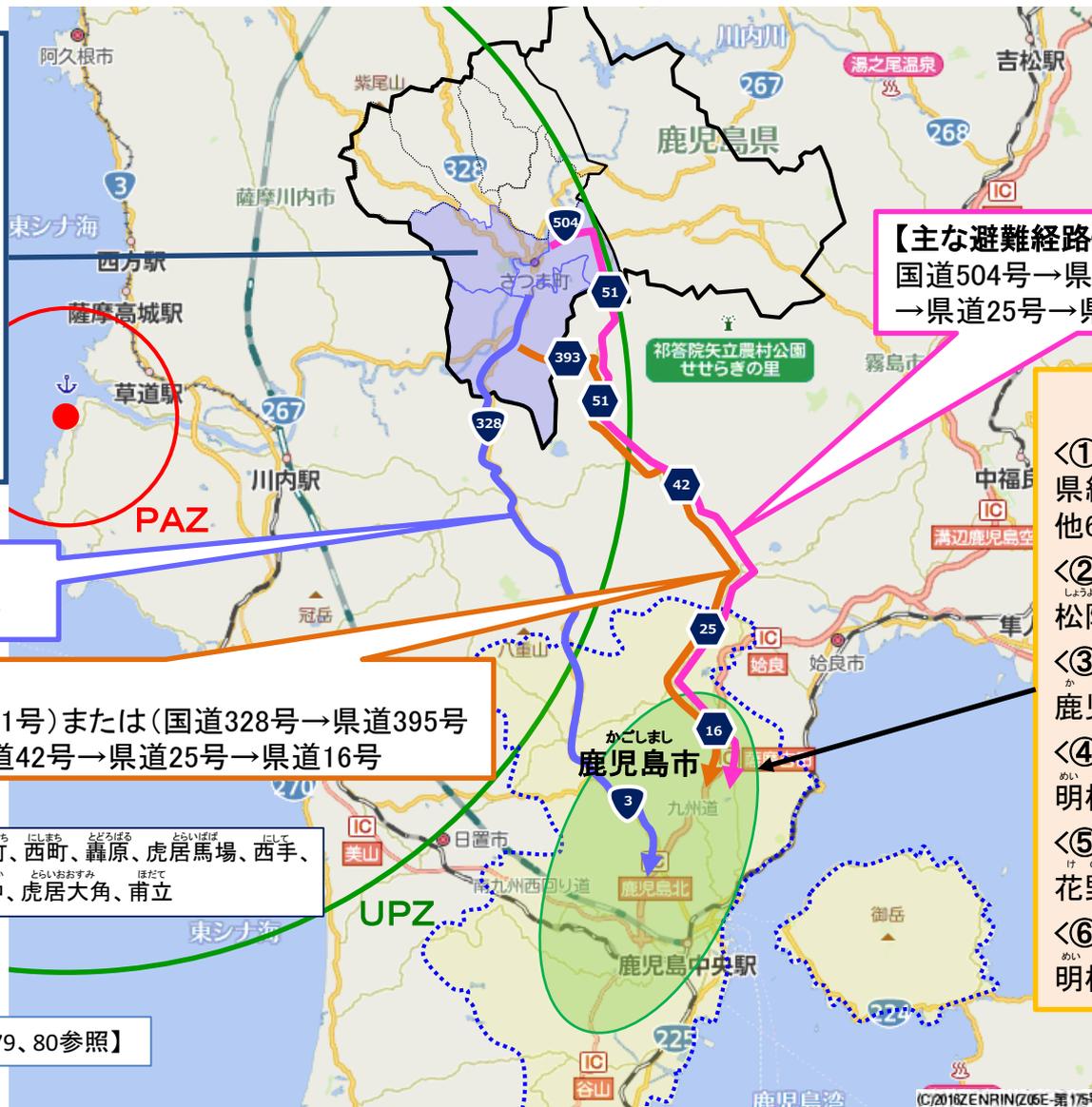
※1：虎居町、東町、西町、轟原、虎居馬場、西手、上向、上向中、虎居大角、甫立

【主な避難経路③】
国道504号→県道51号→県道42号
→県道25号→県道16号

避難先：鹿児島市

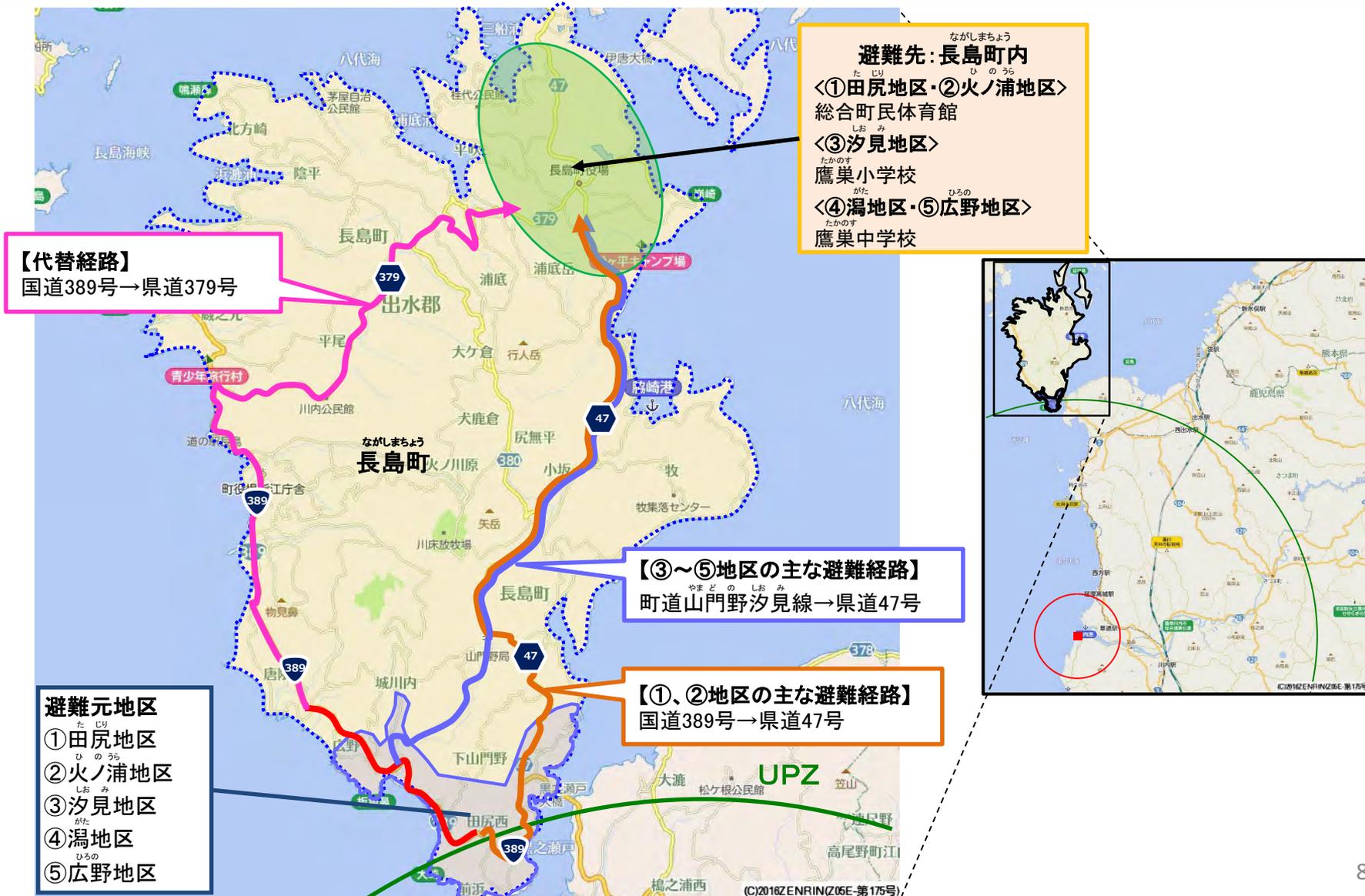
- <①宮之城屋地地区>
県総合体育センター体育館
他6箇所
- <②虎居地区>
松陽高校体育館 他4箇所
- <③船木地区>
鹿児島東高校 他3箇所
- <④山崎地区>
明桜館高校体育館 他2箇所
- <⑤久富木地区>
花野小学校 他3箇所
- <⑥二渡地区>
明桜館高校体育館 他3箇所

（）記載の地区は【資料P79、80参照】



UPZ内から避難先施設までの主な経路（長島町）

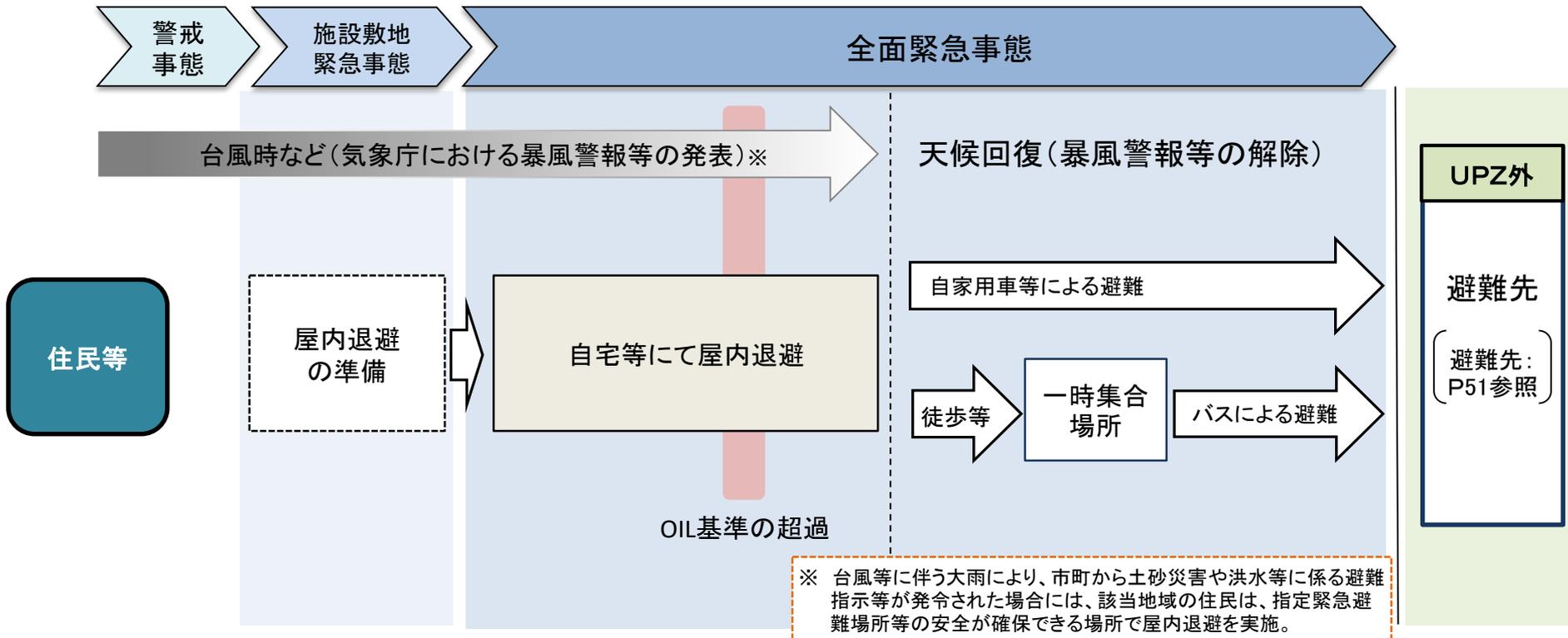
➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



台風時などにおけるUPZ内の防護措置

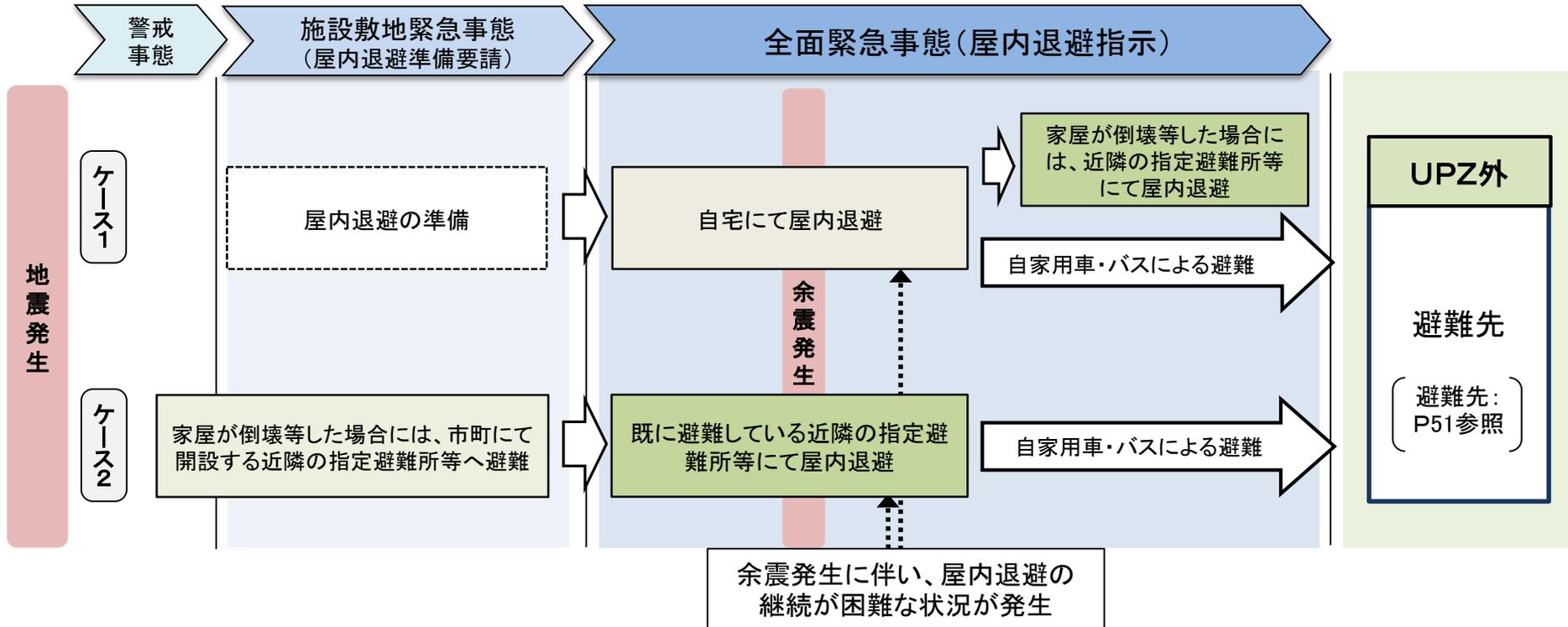
- OIL基準により一時移転等が必要な場合であっても、台風等により気象庁から暴風警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞ (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示が出ている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び鹿児島県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

<屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合>

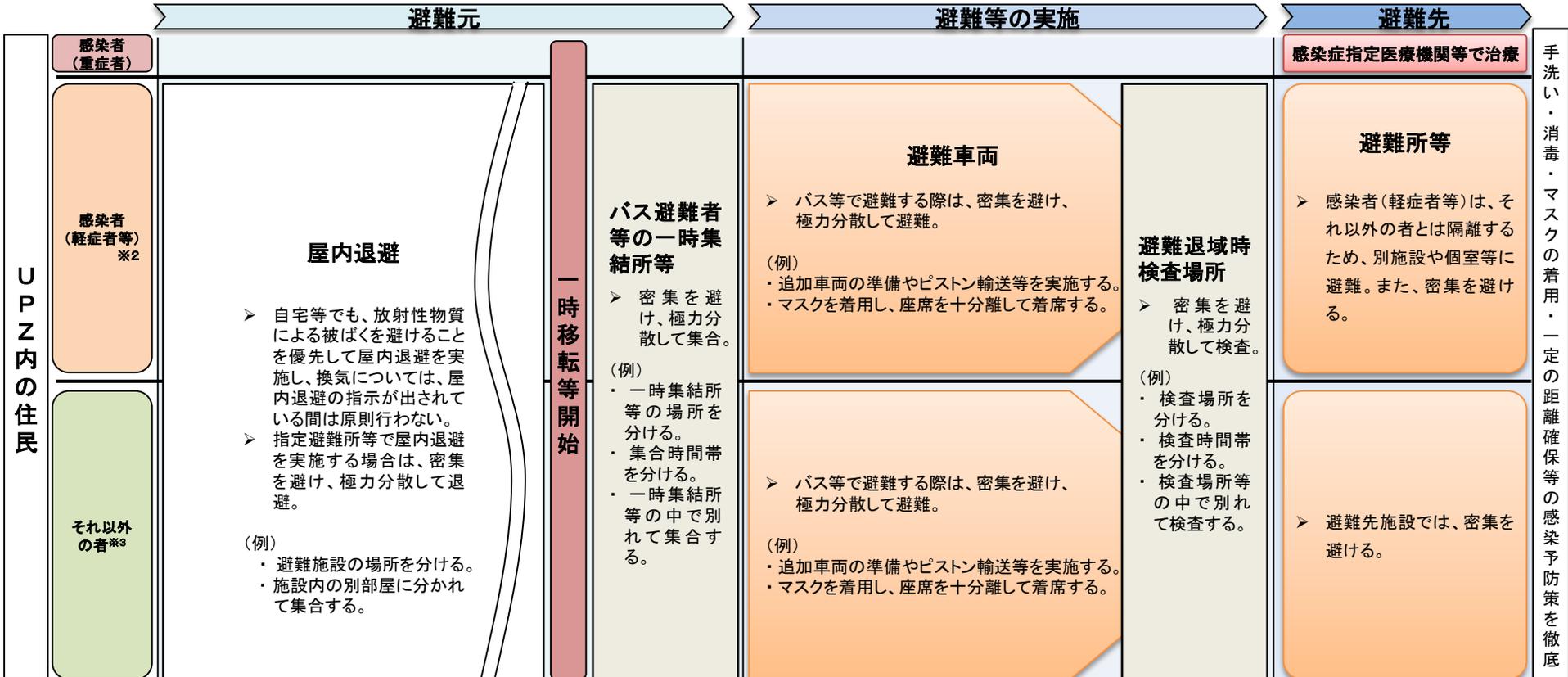


※ 津波との複合災害時における場合もケース2と同様に、まずは津波による人命へのリスクを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難を実施。津波警報解除等津波に対する安全が確保できた場合には、避難経路等を確認した上で避難を実施する。

感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)>



手洗い・消毒・マスクの着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

UPZ内の一時移転等に必要となる輸送能力の確保

UPZ内で一時移転等は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域の住民が実施する。一時移転が必要となった場合の輸送能力の確保については、

- 鹿児島県が、「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」に基づき、県内のバス会社から必要となる輸送手段を確保する。鹿児島県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を確保する。
- 鹿児島県が確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保する。

協力事業者	保有台数 (台)
33社	約1,600

災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定 (平成27年6月26日)

【対象】

公益社団法人鹿児島県バス協会

【協力内容】

- ①被災者（滞留者を含む。）及び救援者等の輸送業務
- ②ボランティアの輸送業務
- ③災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
- ④その他必要なバスによる支援業務

九州・山口9県災害時応援協定 (平成23年10月31日)

【対象】

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥物資集積拠点の確保
- ⑦災害廃棄物の処理支援
- ⑧その他応援のため必要な事項

隣接県（熊本県・宮崎県）
指定地方公共機関（バス会社）
保有台数：約2,400台



他の地方公共団体からの応援計画

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、鹿児島県に対する関係地方公共団体からの支援策として、7つの応援協定を締結。

ア九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定（平成23年2月28日）

【対象】

国土交通省九州地方整備局、鹿児島県土木部

【応援内容】

- ①施設の被害状況の把握
- ②情報連絡網の構築
- ③現地情報連絡員の派遣
- ④災害応急措置
- ⑤その他必要と認められる事項

ア九州・山口9県災害時応援協定（平成23年10月31日）

【対象】

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県

【応援内容】

災害対策基本法第2条第一号に規定する災害に係るもの

- ①職員の派遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③避難施設及び住宅の提供
 - ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
 - ⑤医療支援
 - ⑥物資集積拠点の確保
 - ⑦災害廃棄物の処理支援
 - ⑧その他応援のため必要な事項
- 感染症の予防及び感染症の患者に関する法律第6条第1項に規定する感染症のうち広域的な対応を必要とするものに係るもの
- ①検体検査
 - ②マスク、防護服等の医療資機材の提供
 - ③その他応援のため必要な事項

イ関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成23年10月31日）

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

イ鹿児島県・岐阜県相互応援協定（平成23年11月7日）

【応援内容】

- ①必要な物資、資機材等の提供
- ②職員の派遣
- ③被災者の受入れに必要な避難・収容施設及び住宅の提供
- ④その他災害応急措置及び災害復旧対策に必要な事項

イ鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定（平成23年11月14日）

【応援内容】

- ①災害応急対策を行う職員の派遣
- ②避難所や災害対策本部等で必要となる物資の調達及び配送
- ③その他被災県が要請した措置

ウ全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）

【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
 - ・救助及び応急復旧等に必要の要員
 - ・避難所の運営支援に必要な要員
 - ・支援物資の管理等に必要の要員
 - ・行政機能の補完に必要な要員
 - ・応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋
- ②物的支援及び斡旋
 - ・食料、飲料水及びその他生活必需物資
 - ・応急復旧に必要な資機材及び物資
 - ・救援及び救助活動に必要な車両、船艇等
- ③施設又は業務の提供及び斡旋
 - ・ヘリコプターによる情報収集
 - ・傷病者の受入れのための医療機関
 - ・被災者を一時収容するための施設
 - ・火葬場、ゴミ・し尿処理業務
 - ・仮設住宅用地
 - ・輸送路の確保並びに物資調達及び輸送調整の支援
- ④その他特に要請のあったもの
- ⑤原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
 - ・緊急時モニタリング資機材
 - ・原子力防災活動資機材
 - ・緊急時医療資機材
- ②職員の派遣
 - ・緊急時モニタリング関係職員
 - ・緊急時医療関係職員
 - ・その他災害対策関係職員